

障害者総合支援法等に係る事業者説明会

H28.3.24 (木) 13:30～

岡崎市役所福祉会館 6 階大ホール

説明事項

- 1 障がい福祉サービス費等の請求について 【国保連合会】
- 2 事業者集団指導について 【福祉総務課】
- 3 社会福祉施設等における感染症対策マニュアルについて 【保健所生活衛生課】
- 4 障害者総合支援法の施行について 【障がい福祉課】
 - ・法施行後、3年を目途とした見直し〔審査給付班〕
- 5 障がい福祉サービス費等の請求についての留意事項 【審査給付班】
- 6 サービスの支給量変更等について 【審査給付班】
- 7 障がい者虐待防止について 【審査給付班】
- 8 事業所指定事務について 【企画整備班】
 - ・平成 28 年度の変更事項
 - ・平成 28 年度の加算届等の提出
 - ・その他注意点
- 9 その他連絡事項
 - ・セルフプランの取扱いについて 【審査給付班】
 - ・児童通所支援の多子軽減措置について 【審査給付班】
 - ・来年度の給付事業、補助事業について 【審査給付班・施策班】

- ・障害者差別解消法の施行について [施策班]
- ・平成 28 年度愛知県障がい者施設歯科検診事業について [施策班]

10 質疑応答

**平成28年度からの
障害福祉サービス費等の請求について**

**愛知県国民健康保険団体連合会
介護福祉室**

<目次>

1. 地域区分について……………2ページ
 - ◆平成28年4月サービス提供分より再び地域区分が変更になります
 - ◆地域区分の確認方法
 - ◆簡易入力ソフトでの地域区分設定方法
2. 請求ソフト(簡易入力・取込送信)のバージョンアップについて……………9ページ
 - ◆注意点
 - ◆レベルアップマニュアル・請求ソフトのダウンロード
 - (1)レベルアップマニュアルのダウンロード
 - (2)請求ソフトのダウンロード(保存)
 - (3)請求ソフトのバージョンアップ
3. データ送信後に誤りを発見した時の対応(1～10日)……………13ページ
 - ◆請求データの取下げ方法
4. 取り下げ依頼(過誤申立)について……………16ページ
5. Windows XPの使用について……………17ページ

1. 地域区分について

◆平成28年4月サービス提供分より再び地域区分が変更となります。

- 4月11日(月)から愛知県国民健康保険団体連合会ホームページと電子請求受付システムに「平成28年度 地域区分表」を掲載しますので、確認してください。
- 旧地域区分のまま請求されますと、全てのデータがエラーとなります。必ず地域区分表を確認していただき、新しい地域区分にて請求データを作成してください。

障害者の地域区分表

障害児の地域区分表

地域区分確認ツール

◆地域区分の確認方法

①愛知県国民健康保険団体連合会ホームページ (http://www.aichi-kokuho.or.jp/)

介護福祉関係の皆様 ⇒ 障害福祉サービス事業所向け ⇒ 障害福祉サービス費等の請求について

The screenshot shows the website's navigation menu with the following items: 国民連合会のご紹介, 一服の香楼, 保険医療機関(保険薬局)の皆様, 介護福祉関係の皆様, 国保保険者の皆様, 特定健診受診者・特定保健指導. Below the menu is a search bar with the text "介護福祉関係の皆様" and a search button. The search results show a link to "障害福祉サービス費等の請求について".

■ 事業所の皆様へお知らせ
 平成28年度4月サービス提供より、昨年度に引き続き事業所所在地によっては地域区分が変更となります。障害者・障害児それぞれの各地域区分表で確認のうえ、新しい地域区分を指定して請求テーブルを作成してください。(旧地域区分のまま請求されますと、全てのテーブルがエラーとなります。)

また、事業所の所在地(市町村)を選択することで、設定する地域区分を確認できるツールを作成いたしました。こちらのツールは、事業所の現在の地域区分と新しい地域区分が表示されます。

■ 地域区分確認ツール <平成28年度>
 ■ 障害者の地域区分 <平成28年度>
 ■ 障害児の地域区分 <平成28年度>
 ■ 地域区分確認ツール <平成28年度>

障害福祉サービス費等の請求に関しては、こちらのページをご覧ください。

■ 電子請求受付システムのアドレス
<http://www.aishoalife.jp/>
 (電子請求受付システムの統合窓口)

Copyright © 愛知県国民健康保険団体連合会 All Rights Reserved.

地域区分変更に伴い、
 単位数単価も変更になります。
 必ず地域区分表をご確認ください。

②電子請求受付システム総合窓口 (http://www.e-seikyuu.jp/)

ログイン後のお知らせ一覧

(更新日付 2016/04/11:タイトル「平成28年度 地域区分表」)

http://www.e-seikyuu.jp/ にアクセス

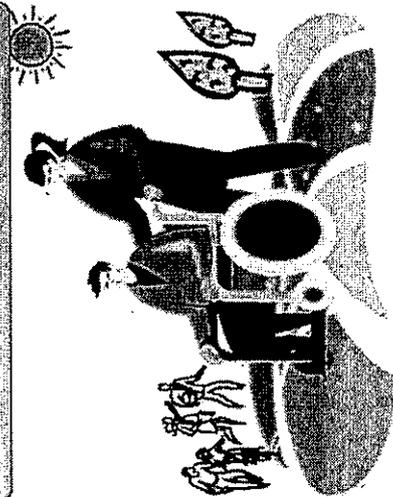
電子請求受付システム総合窓口

介護保険の請求はこちら

①

障害者総合支援法の請求はこちら

代理人情報/代理人証明書の申請はこちら

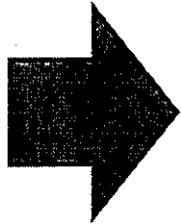


電子請求受付システム総合窓口
ログインしてください。



更新日付	タイトル
2015/02/27	Webver
2015/02/25	NEW
2015/02/18	NEW
2015/01/19	NEW
2015/01/19	NEW
2014/05/02	NEW

最新バージョン	リリース名	更新日付	バージョン
基本ソフトウェア	ソフトウェア	2013/10/21	-
サポートソフトウェア	ソフトウェア	2014/03/18	-
マニュアル	マニュアル	-	Ver1.30



お知らせ一覧

お知らせ 関係一覧

お問い合わせ

FAQ

マニュアル

ダウンロード

お問い合わせ

お知らせ一覧

有効期間内の記事を表示 新着の記事を表示 未読の記事を表示 全ての記事を表示

本会ホームページと同じ
地域区分表が見ることが
できません。

更新日付	カテゴリ	タイトル
2016/04/11	参考資料	平成28年度地域区分表
2015/04/10	その他	平成27年度障害福祉サービス費等報酬改定に関する請求について
2014/11/20	その他	市町村番号 管表の掲載について
2010/08/10	その他	「警告発生事例集」について
2008/12/26	その他	点検内容の変更について
2008/12/26	その他	ゆうちょ銀行の他の金融機関との振込み対応時期について
2008/12/16	その他	簡易入力システムver2.00の不具合について
2008/12/01	その他	エラーコード表の掲載について
2008/08/21	その他	各種様式の掲載について
2000/07/31	その他	「警告発生事例集」の掲載について

◆簡易入力ソフトでの地域区分設定方法

■岡崎市所在の障害福祉サービス事業所は、平成28年4月サービス提供分より地域区分が下表のとおり変更となります。

■簡易入力ソフトをご利用の場合は、次ページ以降を参考に地域区分の設定を行ってください。

(4月中旬に予定されているソフトのバージョンアップ後に行うようにしてください。)

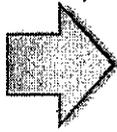
【岡崎市の地域区分】

	平成27年度		平成28年度
障害者	六級地	↑	六級地
障害児	十一級地	↑	六級地

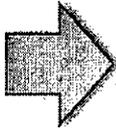
簡易入力ソフト

※必ずバージョンアップ後に行ってください※

基本情報設定



自事業所情報修正



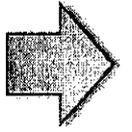
【「事業所情報（基本）」画面】

画面タイトル: フォイム(バージョン) ヘルプ

検索: 4

事業所番号	力子	〒000-0000	〒000-0000
名称	力子 株式会社		
住所	〒000-0000		
電話番号	00-000-0000		
FAX番号	00-000-0000		
代表者	氏名 漢字 氏名 漢字 職名		
地区区分	北海道		
法人種別	社会福祉法人(非営利)		
医宅介護	未提供	訪問介護	未提供
重症障害者等居宅介護	未提供	同行介護	未提供
生活介護	未提供	居宅サービス	未提供
	未提供	短期入所	未提供
	未提供	短期入所	未提供

入力し終えたら登録



直接入力できません

地域区分

確定



地域区分設定

No.	9	地域区分
適用開始年月	平成 28 年 4 月	
経過措置の有無	無し	
地域区分	※	

①

選択	No.	適用開始年月	地域区分
▶	1	平成27年04月	一級地
	2	平成28年04月	二級地
			三級地
			四級地
			五級地
			六級地
			その他

②

明細追加
明細修正
明細削除
明細クリア

③

確定

閉じる

s20150420015 v2.19.0

① 地域区分を選択します

適用開始年月を平成28年4月に設定し
該当の級地を選択すると、単位数単価も
自動的に変更されます

2. 請求ソフト(簡易入力・取込送信)のバージョンアップについて

◆注意点

①簡易入力について

■5月に送信するデータはバージョンアップ後に作成してください。

バージョンアップ前に作成した請求データを送信すると、エラーとなります。

■平成28年3月サービス以前の請求データを5月に送信する場合も、バージョンアップ後に作成してください。

■簡易入力ver.2.17以降を導入している場合は、

システム起動時(※)および請求データ送信時に自動でバージョン確認を行います。

(※)自動アップデート設定で「自動でアップデートを確認する」を選択している場合

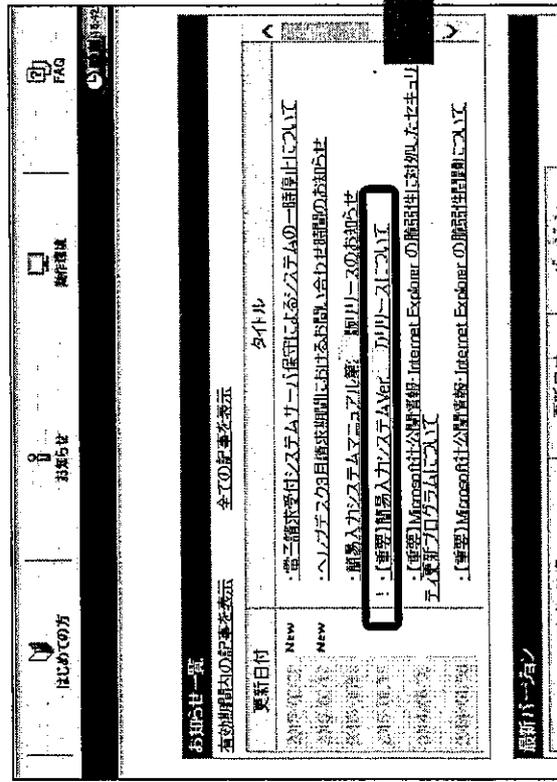
②取込送信について

■5月の請求データ送信前までにバージョンアップを行ってください。

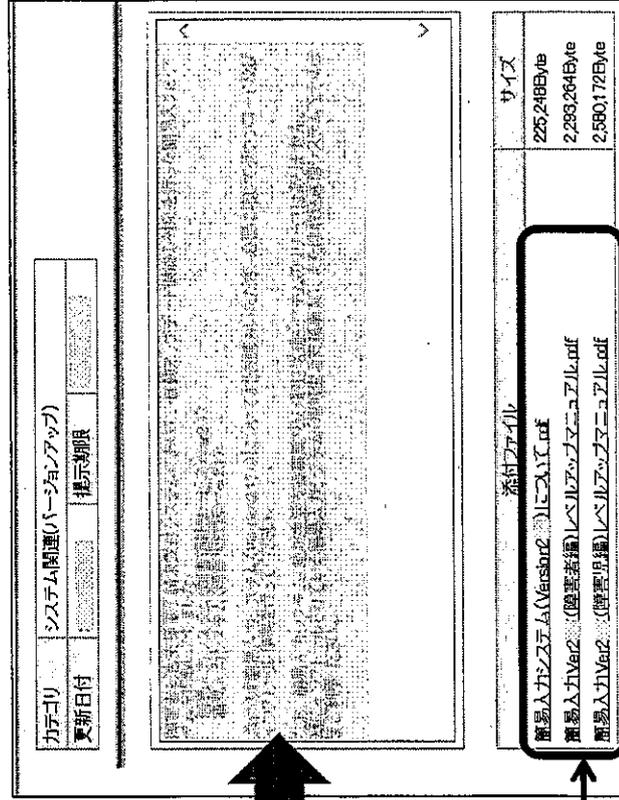
◆レベルアップマニュアル・請求ソフトのダウンロード

(1)レベルアップマニュアルのダウンロード

- バージョンアップについては「レベルアップマニュアル」に記載されています。
- レベルアップマニュアルは、電子請求受付システム(ログイン前)の「お知らせ」より取得します。



【お知らせ表示画面】



ファイル名をクリックして
マニュアルをダウンロードします。

(2) 請求ソフトのダウンロード(保存)

お知らせ 検索一覧 FAQ ダウンロード 印刷 説明書

① ダウンロード

ダウンロードするファイルの【保存】ボタンを押してください。

【共通】

ファイル名称	バージョン	更新日時	ファイルサイズ	保存
電子請求受付システム 基本ソフトウェア	-	2013/10/21 00:00	64,623,104Byte	
電子請求受付システム サポートソフトウェア	-	2014/08/18 00:00	2,637,924Byte	
取込送信システム Ver2.15.01	-	2014/04/14 00:00	5,485,066Byte	

【障害福祉サービス】

ファイル名称	バージョン	更新日時	ファイルサイズ	保存
簡易入カシステム(障害福祉サービス) Ver2.07.01	S001	2015/01/19 00:00	13,029,376Byte	

どちらか

名前を付けて保存

保存(S) 名前を付けて保存(A) 保存して実行(R)

実行(R) 保存(S) キャンセル(C) x

名前を付けて保存

名前: 新規ファイル

お気に入り
ダウンロード
デスクトップ
最近表示した場所

ライブラリ
I-shien2
コンピュータ
ネットワーク

名前: [] サイズ: [] 項目の: []

ファイル名(N): []

ファイルの種類(T): アプリケーション(*.exe)

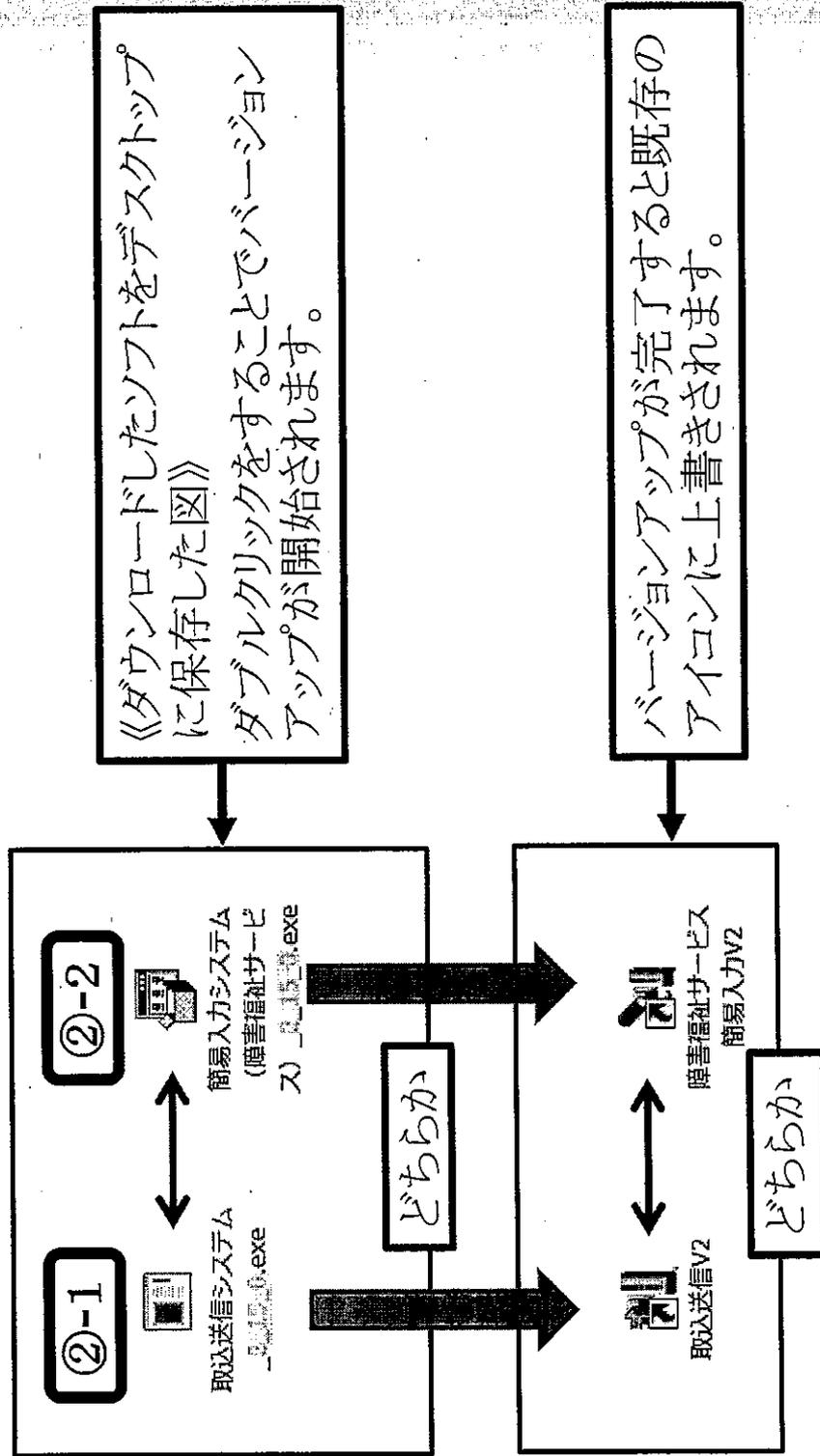
フォルダの非表示

保存(S) キャンセル

④

デスクトップに保存してください。

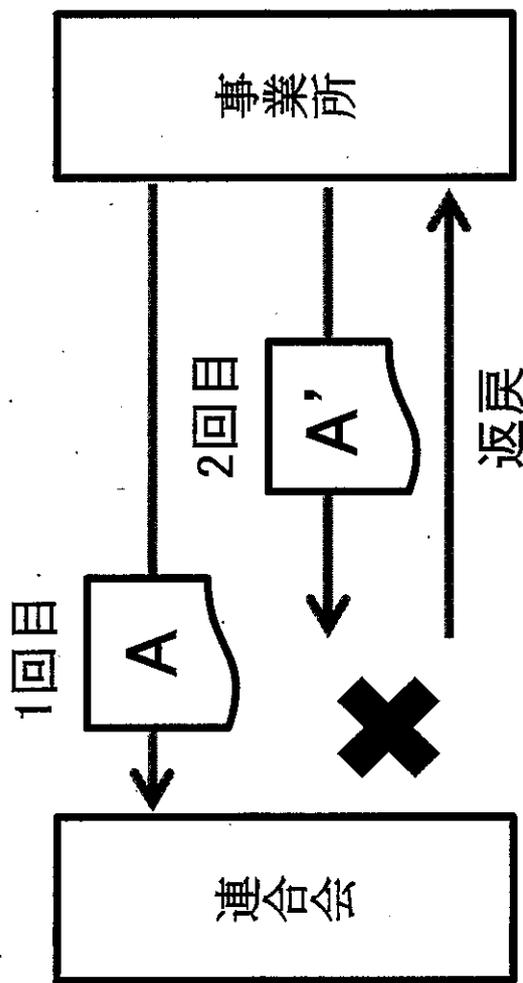
(3) 請求ソフトのバージョンアップ



※以上でバージョンアップは終了です。
入力済の情報は削除されません。

3. データ送信後に誤りを発見した時の対応(1～10日)

送信後、請求内容の誤りを発見し、修正データを再度送信した場合



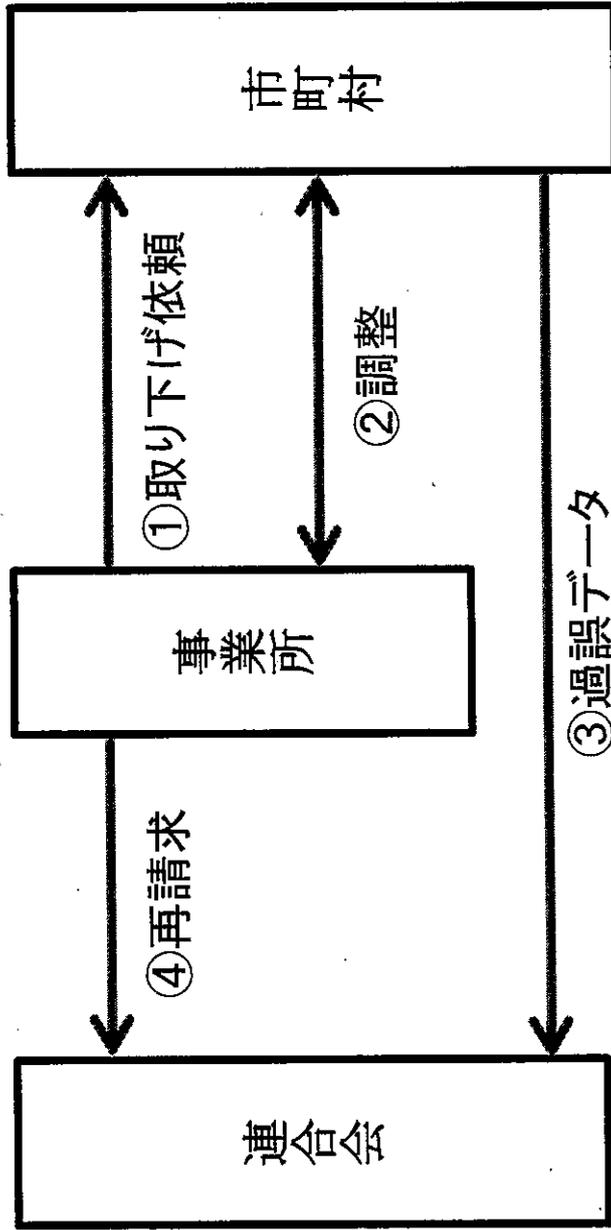
1回目のデータで審査・支払いされるため、2回目に送信したデータは重複で返戻となります。
(エラーコード:EC01)

対策:1日～10日の請求期間内は請求ソフトから当月送信したデータの取下げを行なえます。
1回目のデータを差替えたい場合、送信したデータを簡易入力システム又は
取込送信システムにて取下げ後、2回目のデータを送信してください。

(取下げ方法は次ページ参照)

4. 取り下げ依頼(過誤申立)について

支払い済データを修正したい場合は、市町村に取り下げ依頼(過誤申立)をしてください。市町村と調整が取れた月に修正データを再請求してください。



・ただし、取り下げ依頼(過誤申立)をしなかった場合、又は市町村と調整がとれなかった場合は再請求しても返戻となります。(エラーコード:ED01)

5. Windows XPの使用について

◆電子請求受付システムをより安全にご利用いただくため、セキュリティを強化します。

▲平成28年7月16日(土)以降、Windows XP以前のパソコンで電子請求受付システムにアクセスできなくなります。

◆Windows XPは、4月のバージョンアップ対象外となります。
→5月以降、請求データの送信ができません。

現在、Windows XPをお使いの場合は、

平成28年5月請求までに新しいパソコンへの移行をお願いします。

■パソコンの移行方法については、
電子請求受付システム総合窓口→障害者総合支援の請求はこちら→
お知らせ一覧→2015/6/24【再掲】パソコン移行に関する問い合わせ事例集
をご参照ください。

平成27年度障がい福祉サービス事業者等実地指導の実施結果

事業所数	200 事業所
実地指導実施数	85 事業所

※事業所数は平成26年度末までに指定を受けたものの合計数。実地指導実施数は新規事業所1、指定地域生活支援事業16を含めた実施数で計算を行った。

改善指導状況		文書指導	口頭指導
1	基本方針	0	0
2	人員に関する基準	1	1
	人員基準		
	職員の雇用契約	0	8
	職員の資格証の保管	0	10
	就業規則	0	1
	嘱託医の勤務	0	0
3	設備に関する基準	0	0
4	運営に関する基準	0	4
	運営規程		
	重要事項説明書、契約書	8	70
	契約書の期限切れ	0	0
	フェイスシート・アセスメントシート 個別支援計画・モニタリング	26	7
	サービス提供記録	4	12
	受給者証	0	2
	代理受領額通知書等	3	9
	工賃の支払・賃金	2	0
	身体拘束	0	0
	事故防止マニュアル・緊急連絡網	0	0
	苦情・事故の記録	0	9
	避難訓練	0	0
	利用者の実習・受入れ先の確保	0	0
	前年度の利用者の把握	0	0
5	多機能型に関する特例	0	0
6	変更の届出等	0	7
7	給付費の算定及び取扱		
	サービス費	7	0
	各種加算	10	3
8	その他	8	33
計		69	176
指摘事業所数		40	69
指摘事業所数／実地指導実施数		47.1%	81.2%

実地指導における改善指導事項について(運営)

サービス欄の表記は特に明記がない限り、以下のとおりとします。

「訪問系」…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者包括支援

「通所系」…療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型・B型

「入所系」…短期入所、障がい者支援施設

「住居系」…共同生活援助

「相談系」…地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障がい児相談支援

No	項目	注意点	サービス
1	常勤の要件等	<ul style="list-style-type: none"> 「常勤者が勤務すべき時間数」とは、就業規則で定める勤務時間をいい、通常は営業時間と一致している。 サービス管理責任者など、常勤でなければならない職種にも関わらず、常勤要件を満たしていない者がみられるので、常勤要件のある従業者については、改めて確認すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
2	従業者の配置基準	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、前年度の利用者平均値に対して、常勤換算上必要な従業者を配置すること。 「前年度の利用者平均値」とは、前年度の利用者延べ数を開所日数で除して得た数のことである。 	通所系 入所系 住居系 (短期入所の一部時間帯を除く)
3	従業者変更に伴う届出	<p>【従業者変更で届出が必要な場合】</p> <p>管理者 サービス提供責任者 サービス管理責任者 相談支援専門員 運営規程に定める従業者の数</p> <ul style="list-style-type: none"> 「運営規程に定める従業者の数」とは、「生活支援員2名」のような記載をいい、2名→3名になった場合には変更届が必要となる。 兼務職員の勤務時間の合計が、常勤が勤務する時間を超えといった不整合がないよう、変更時には注意すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
4	重要事項説明書 サービス利用契約書	<ul style="list-style-type: none"> 記載誤りとして 「契約者氏名や印、説明者氏名の記載漏れ」 「利用者負担上限額の誤り」 「苦情受付先として (愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会(新住所:名古屋市中区白壁1丁目50番地 愛知県社会福祉会館内) 052-212-5515) (岡崎市福祉部障がい福祉課審査給付班 0564-23-6853) が記載されていない」 などがある。 重要事項説明書及びサービス利用契約書は利用者に渡すこと。 サービス利用契約書の契約期間が切れているものが見受けられたので、注意すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
5	フェースシート アセスメントシート	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護計画、個別支援計画の作成に当たっては、アセスメントを行い、その記録を残しておくこと。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
6	居宅介護計画	<ul style="list-style-type: none"> 援助の方向性や目標、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程を記載すること。 サービス利用開始前までに作成すること。 居宅介護計画は利用者に渡すこと。 	訪問系

No	項目	注意点	サービス
7	個別支援計画	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項を記載すること。 ・サービス担当者会議の記録を残しておくこと。 ・サービス利用開始前までに作成し、同意を得ること。 ・個別支援計画は利用者に渡すこと。 	通所系 入所系 住居系
8	モニタリング記録 個別支援計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、定期的にモニタリングの結果を記録すること。 ・6月(自立訓練(機能訓練・生活訓練)と就労移行支援は3月)に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うこと。 	通所系 入所系 住居系
9	利用者負担額	<ul style="list-style-type: none"> ・原則1割負担なので、無料だと誤解を招くことがないようにパンフレット等の記載に注意すること。 ・利用者負担額を事業所が肩代わりすることはできないので注意すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系
10	サービス提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供実績記録票に利用者確認印がないことがあるので、利用者確認印をもらい、保管しておくこと。 ・サービス提供を行った場合は、その提供日、内容等をサービス提供の都度記録すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
11	契約内容報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者と新規契約、契約解除を行った際には、市に契約内容報告書を提出すること。 ・他市町村の利用者に対しては、当該市町村へ契約内容報告書を提出すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系
12	掲示物について	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の対応、秘密保持、個人情報の保護、苦情相談の窓口等の重要事項を掲示すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
13	工賃	<ul style="list-style-type: none"> ・作業収益の額、必要経費の額、工賃支払の額が明確にわかるように管理しておくこと。 ・作業収益と給付費は明確に分けて管理すること。 ・工賃規程を作成することが望ましい。 ・利用者間で工賃の時間給に差を付ける場合は作業内容又は出来高によるものみに限ること。 	生活介護 就労移行 就労B
14	代理受領通知	<ul style="list-style-type: none"> ・給付費が振り込まれた後に利用者に交付すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
15	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表が作成されていなかったため、実績で作成すること。 ・利用者に求める金銭の支払は、その金額、使途及び理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、同意を得ること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系

※「基準省令及び解釈通知等の内容」欄は「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)、「障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)及び「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)の各省令とそれぞれに対応する厚生労働省の通知等の内容に基づき作成しています。

実地指導における改善指導事項について(給付費)

サービス欄の表記は特に明記がない限り、以下のとおりとします。

「訪問系」…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者包括支援

「通所系」…療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、
就労継続支援A型・B型

「入所系」…短期入所、障がい者支援施設

「住居系」…共同生活援助

「相談系」…地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障がい児相談支援

No	項目	注意点	サービス
1	特定事業所加算	<ul style="list-style-type: none"> ・「計画的な研修実施」として、具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画作成とその実施をすること。 ・「定期健康診断の実施」として、すべてのヘルパーを対象に、少なくとも1年に1回、事業者の費用負担で健康診断を実施すること。 ・サービスの種類ごとに要件を算定し、加算の届を行うこと。 ・最低でも、3か月の実績がないと算定できないこと。 	訪問系
2	初回加算	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者が、訪問に同行した場合、その旨を記録すること。 	訪問系
3	緊急時対応加算	<ul style="list-style-type: none"> ・要請のあった時間、要請の内容、サービス提供をした時間を記録すること。 	訪問系
4	送迎加算	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎加算の記録は利用者の確認の上、適切に残すこと。 	通所系 (療養介護は除く) 短期入所
5	欠席時対応加算	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況、相談援助の内容を詳細に記録すること。 	通所系 (療養介護は除く)
6	施設外就労加算	<ul style="list-style-type: none"> ・施設外就労を行うユニットを組み、報酬算定上必要とされる数の従業員が同行すること。 ・月2日以上は、事業所内においてモニタリングを実施すること。 	就労A・B
7	帰宅時支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の居宅等における生活状況等を詳細に記録すること。 	住居系
8	福祉専門職員配置等加算	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置の変更により、要件を満たさなくなってしまう場合があるので注意すること。 	通所系 住居系

※「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日付障発第1031001号)に基づき作成しています。

法施行後、3年を目途とした見直し

1 見直しを実現するための改正法案【次ページ資料】

- (1) サービスの創設
 - ① 自立生活援助
 - ② 就労定着支援
 - ③ 居宅訪問による児童発達支援
- (2) 重度訪問介護の訪問先拡大
- (3) 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用
- (4) 保育所等訪問支援の支援対象拡大
- (5) 医療的ケアを要する障がい児に対する支援
- (6) 障がい児（児童）のサービス提供体制の計画的な構築
- (7) 補装具費の支給範囲の拡大
- (8) 障がい福祉サービス等の情報公表制度の創設
- (9) 自治体による調査事務・審査事務の効率化

2 実施期日

平成30年4月1日

※（5）については改正法公布の日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 及び児童福祉法の一部を改正する法律案について

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）	1
◆地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設	2
◆就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設	3
◆重度訪問介護の訪問先の拡大	4
◆高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用	5
◆居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設	6
◆保育所等訪問支援の支援対象の拡大	7
◆医療的ケアを要する障害児に対する支援	8
◆障害児のサービス提供体制の計画的な構築	9
◆補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）	10
◆障害福祉サービス等の情報公表制度の創設	11
◆自治体による調査事務・審査事務の効率化	12

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日）

1

地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

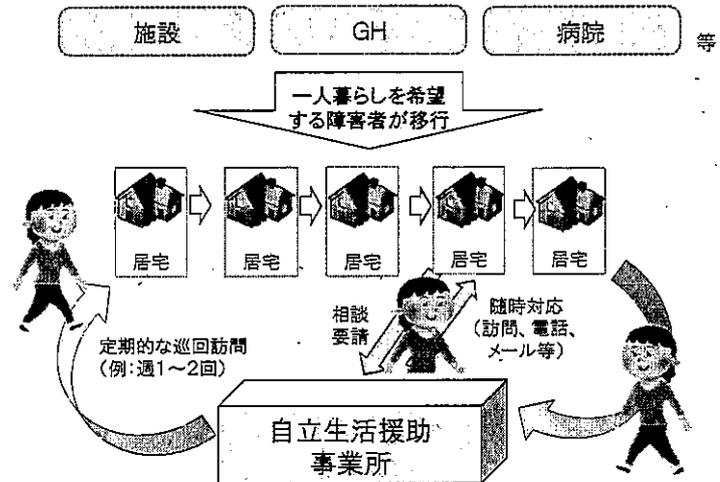
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



2

就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

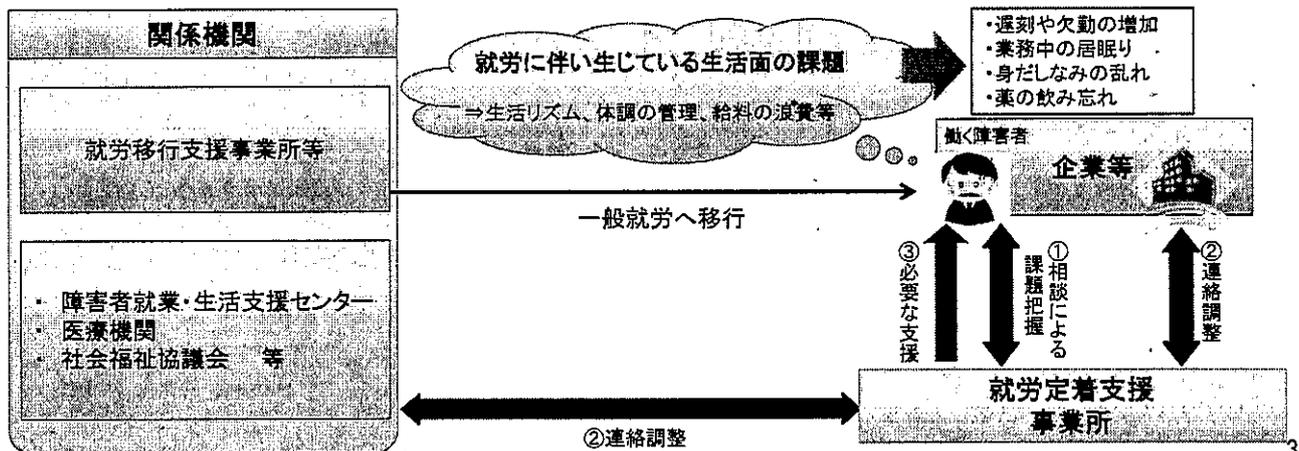
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。



3

重度訪問介護の訪問先の拡大

- 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなるから以下のような事例があるとの指摘がある。
 - ・体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
 - ・行動上著しい困難を有する者について、本人の障害特性に応じた支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を起こし、自傷行為等に至ってしまう
- このため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることとする。

訪問先拡大の対象者

- 日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した者
 - ※障害支援区分6の者を対象とする予定
 - ※通院については現行制度の移動中の支援として、既に対応

訪問先での支援内容

- 利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。



4

高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。
- このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

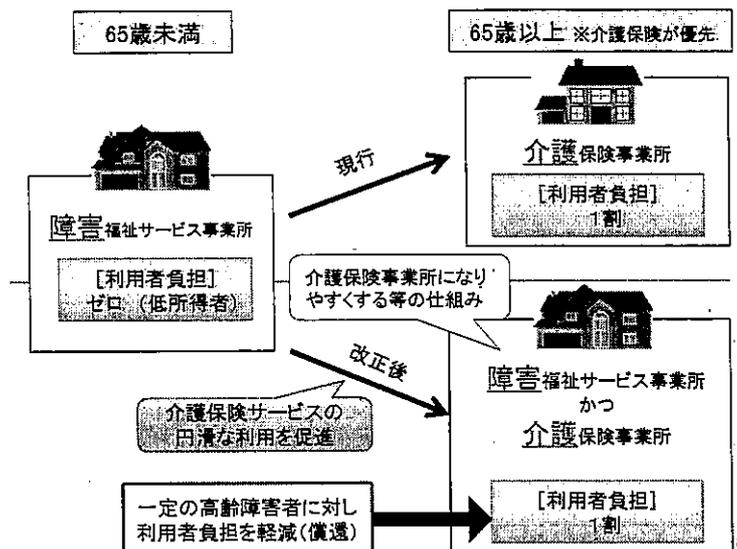
具体的内容

- 一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。

【対象者】

- ・ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
 - ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
 - ・ 一定程度以上の障害支援区分
 - ・ 低所得者
- (具体的な要件は、今後政令で定める。)

※ この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。



5

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

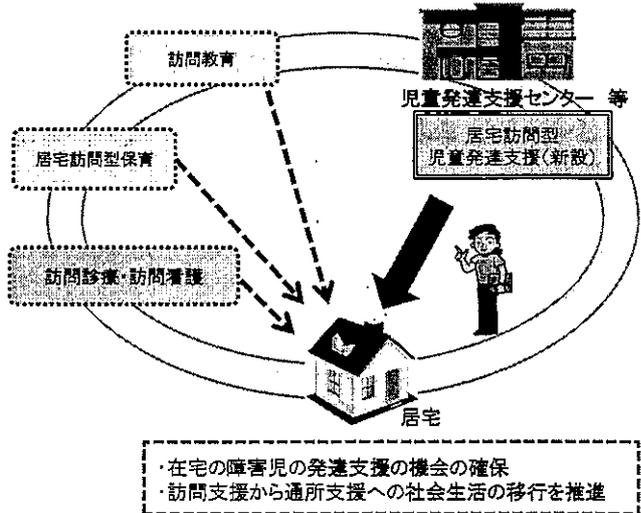
- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施
【具体的な支援内容の例】
・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



6

保育所等訪問支援の支援対象の拡大

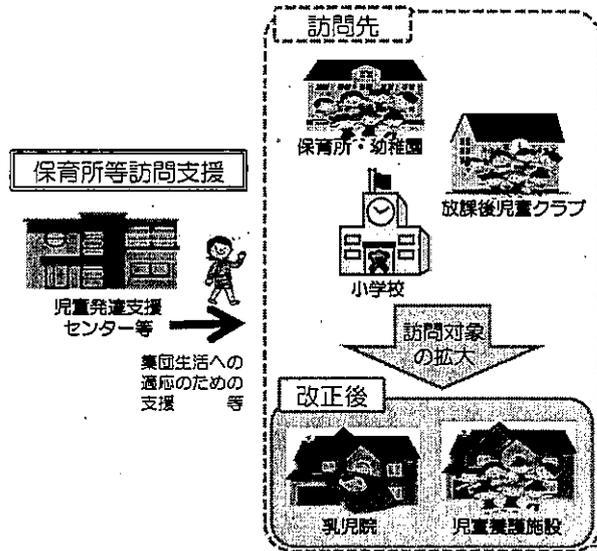
- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。(乳児院:28.2%、児童養護施設:28.5%/平成24年度)
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

対象者の拡大

- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加
※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児
・保育所、幼稚園、小学校 等
・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの (例: 放課後児童クラブ)

支援内容

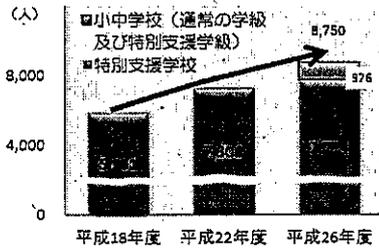
- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)



医療的ケアを要する障害児に対する支援

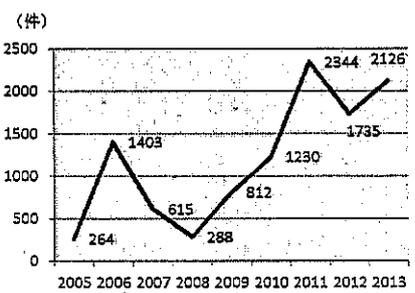
- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している。
- このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとする。
※ 施策例：都道府県や市町村による関係機関の連携の場の設置、技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築

◆ 特別支援学校及び小中学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数



出典：文部科学省「特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果」(※小中学校は平成24年度から調査)

◆ 在宅人工呼吸器管理料算定件数(0～19歳)の推移



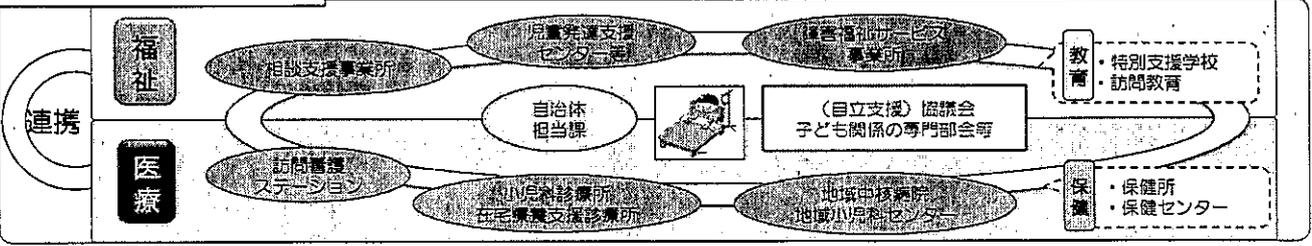
出典：社会医療診療行為別調査

◆ 育児や療育、子育ての生活等の全般に関する相談先

相談先	人	%
医療機関の職員(医師、看護師、MSW等)	692	77.4
訪問看護事業所等の職員(看護師等)	405	45.3
福祉サービス事業所等の職員	292	32.7
行政機関の職員(保健師等)	216	24.2
学校・保育所等の職員	317	35.5
知人・友人	412	46.1
患者団体・支援団体	46	5.1
その他	32	3.6
相談先がない/分からない	31	3.5

平成27年度厚生労働省社会・保健局委託事業「在宅医療ケアが必要な子どもに関する調査」速報値 (N=797(複数回答))

関係機関による連携イメージ図



障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。
※ 現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村が障害福祉計画を策定し、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を策定。

具体的内容

【基本指針】

- 厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。

【障害児福祉計画】

- 市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。

(市町村障害児福祉計画)

- ・障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

(都道府県障害児福祉計画)

- ・障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数

※上記の基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づく基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画と一体のものとして策定することができる。

- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき(計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等)、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。

補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

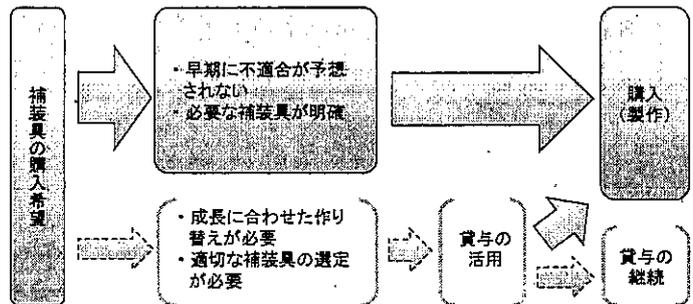
- 補装具費については、身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に対して支給されているが、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児など、「購入」より「貸与」の方が利用者の便宜を図ることが可能な場合がある。
- このため、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

具体的内容

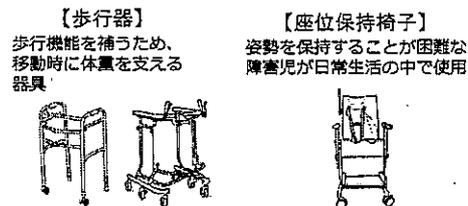
貸与が適切と考えられる場合（例）

- 成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児
- 障害の進行により、短期間の利用が想定されるもの
- 仮合わせ前の試用

- ※ 上記のような場合が想定されるが、今後、関係者の意見も踏まえて検討。
- ※ 身体への適合を図るための製作が必要なもの等については、貸与になじまないものと考えられる。



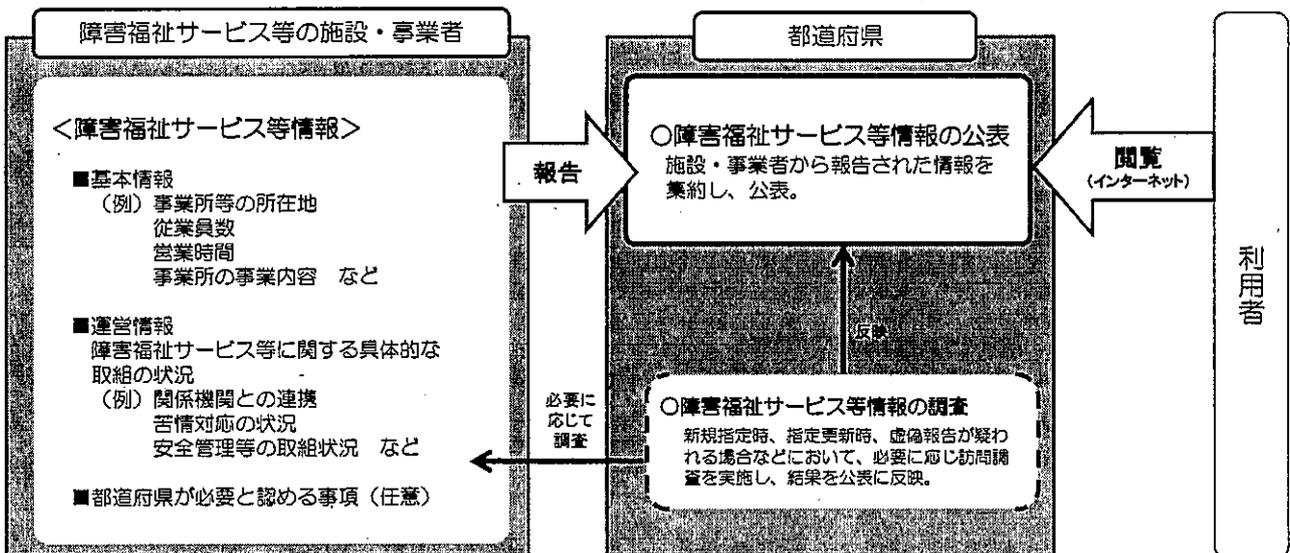
<貸与の活用があり得る種目（例）>



※対象種目については、今後検討。

障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所
- このため、①施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設する。
※介護保険制度と子ども・子育て支援制度においては、同様の情報公表制度が導入されている。

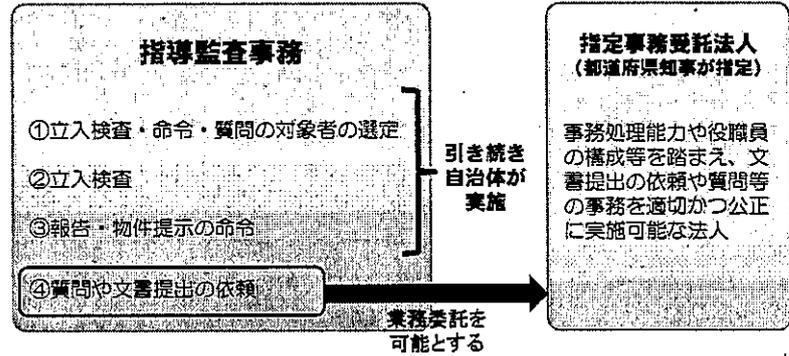


自治体による調査事務・審査事務の効率化

- 障害者自立支援法の施行から10年が経過し、障害福祉サービス等の事業所数や利用者数は大きく増加しており、自治体による調査事務や審査事務の業務量が大幅に増加している。
 - ※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所
 - ※利用者数：平成22年4月 570,499人 → 平成27年4月 906,504人
- このため、自治体による調査事務や審査事務を効率的に実施できるよう、これらの事務の一部を委託可能とするために必要な規定を整備する。

1 調査事務の効率化

- 自治体の事務のうち、公権力の行使に当たらない「質問」や「文書提出の依頼」等について、これらの事務を適切に実施することができるものとして都道府県知事が指定する民間法人に対し、業務委託を可能とする。
 - ※ 介護保険制度では、既に同様の制度が導入されている。



2 審査事務の効率化

- 市町村が実施する障害福祉サービスの給付費の「審査・支払」事務について、現在、「支払」を委託している国民健康保険団体連合会に、「審査」も委託することができることとする。
 - ※ 現在、国保連では、「支払」を行う際に、必要な「点検」も併せて行っているが、今後、点検項目の精緻化等を図ることにより、審査として効果的・効率的に実施できるようにすることを検討。

障害福祉サービス等に係る給付費の審査について（法改正関係）

1. 背景

- 障害福祉サービス等は、障害者自立支援法の施行(H18.4)から10年が経過。事業として定着するとともに、規模が大きく拡大。
 - ・給付費額 H20年度：8,348億円 ⇒ H26年度：1兆9,967億円
 - ・利用者数 H19.11：51.8万人 ⇒ H27.3：136.5万人
 - ・請求事業所数 H19.11：37,415ヶ所 ⇒ H27.3：90,311ヶ所
- 社会保障審議会障害者部会の報告書（平成27年12月14日）において、「国民健康保険団体連合会について、審査を支援する機能を強化すべきである」と提言。

2. 現状

- 現在、自治体から国保連に対し、障害福祉サービス等の「支払」が委託されている。支払事務を円滑に行うため、国保連が一括して請求受付し、自治体審査にまわすまでの間に、都道府県や市町村から預かっている事業所や受給者の情報と突合し、疑義のあるものは「警告」、誤っているものは「エラー」とし、自治体に提供されている。
 - 【警告事例】（H26年度：106万件）
 - ・ 正常か誤りを含んでいるか判断できない請求（サービス提供実績記録票の記載誤り等）。
 - ・ 国保連から市町村に「警告一覧表」を報告。市町村は請求明細書を審査し、請求内容どおり支払いを行うかどうかを判定。
 - 【エラー事例】（H26年度：32万件）
 - ・ 誤りを含んでいると判断できる請求（加算対象でない障害福祉サービスに加算等）。
 - ・ 国保連から市町村に「エラー一覧表」を報告。エラーが解消されない場合、事業者に請求明細書を返戻。

3. 改正法案について

- 給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、今国会に提出した障害者総合支援法と児童福祉法の改正法案において、自治体が国保連に障害福祉サービス等に係る給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定を盛り込んだところ。（平成30年4月施行）
- 国保連において実施する「審査」とは、自治体が支給決定したサービス量や内容についての妥当性や適否を判断するものではなく、支給決定の内容を前提として、受給資格や請求書の記載誤りの有無、報酬の算定ルールに合致しているか、さらには提供されたサービス内容が支給決定の範囲内であるか等を客観的に判定することを意味する。また、国保連だけでは判断できない場合には、引き継ぎ、自治体が責任をもって判断することとする。
- 詳細の取扱いについては、今後検討を進めていく。

障がい福祉サービス費等の請求についての留意事項

1 平成 28 年度地域区分について

- ・障がい福祉サービス
H28 年度：6 級地（変更なし）
- ・児童サービス
H28 年度：6 級地（H27 報酬改定完全実施）

2 請求過誤等による過誤申立てについて

- ・申立てのタイミングは、再請求をした時点
- ・申立て件数の削減へのご協力

3 利用者の受給決定情報の適宜確認

- ・居宅介護（通院等介助）、同行援護
→身体介護の有無
- ・18 歳到達時の受給者証番号の変更
→「10……」から「00……」へ（岡崎市受給者に限る）
- ・利用者負担上限月額
→更新（見直し）のタイミング
 - ①療養介護・施設入所支援・医療型児童発達支援…毎年 7 月
 - ②その他のサービスのみ…サービス更新月
 - ③家族（世帯）構成が変わった、見直しの申出があった
…原則申出があった次の月（申出が初日の場合はその月から）
 - ④18 歳到達時…障がい者決定した日（18 歳誕生日の前日）
→給付費請求上負担額の振分けをする必要があることがあるため
不明な場合は個別に問合せを

4 負担額上限管理を確実に

- ・上限管理結果票での負担額と各事業所請求での負担額に違いがある
- ・管理対象となる事業所に漏れがある
→上限管理事業所は、対象者へ利用事業所確認を適宜行い、
その他事業所は、上限管理事業所がどこかを適宜確認し、
上限管理事業所と給付費の確実な情報共有を

5 複数事業所利用における月利用日数確認

- ・短期入所、放課後等デイ等でそれぞれの事業所のみでの日数管理した結果、
総日数が支給日数を超えてしまった
→超えた利用者については、請求審査において、月初から数えて支給日数を超
えた日以降に利用した事業所の請求を返戻としている
→利用者に対し、利用者から適宜利用事業所及び日数を確認し、利用事業者間
で調整を

6 放課後等デイサービスにおける休業日の取扱い

→当サービスで休業日の報酬が算定できる日は以下のとおり

- (1) 土曜日・日曜日・国民の祝日（学校開校日は除く）
- (2) 春休み、夏休み（出校日を除く）、冬休み
- (3) 代休日（行事等により（1）の休みを振替えた日）
- (4) 臨時休校日（台風等による休校・インフルエンザでの学級閉鎖）

※休業日でない日に午前中から利用した場合…休業日扱いとしない

※休業日であっても放課後時間帯で利用した場合…休業日扱いとしない

7 欠席時対応加算の取扱い

・生活介護・放課後等デイサービス等日中活動サービスにおいて、1利用者に対し、同日に同サービスの2事業所が、一方で欠席時対応加算、他方で利用による基本報酬をそれぞれ請求・給付費取得した事例が散見された

→欠席時対応加算は、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に連絡があった場合について算定可能であり、電話等により当該利用者の状況確認、引き続きサービス利用を促す等相談援助を行い、その内容記録をした場合に取得できる

→上記事例については、今後必要に応じ、記録の内容及び整合性を確認予定

サービスの支給量変更等について

サービスの支給量変更申請において、本人のサービス等利用計画に影響する事例にもかかわらず、担当相談支援員との相談、さらには連絡もしていない事例が見受けられます。

サービス等利用計画作成・モニタリング等による経過支援等、計画相談支援・児童相談支援は、本人の自立した生活及び成長を支え、本人等の抱える課題の解決や適切なサービス利用において極めて重要です。

このため、サービスの支給量変更申請の際は、原則、計画相談支援・児童相談支援の意向を踏まえたものであるかを確認したうえ受理することにしますので、各種サービス事業所及び計画相談支援事業所それぞれにおいて、趣旨をご理解のうえ、本人等への適切な申請支援をお願いします。

平成27年度 障がい者虐待防止に関する状況報告 (岡崎市)
(H27.4.1~H28.2.29現在)

1 養護者による障がい者虐待

(1) 相談・通報・届出受付件数

相談	通報	届出	計
1	7	3	11

(2) 相談・通報・届出者

本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員
4	0	1	0	0	0
相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	虐待者自身	警察	当該市区町村行政職員	匿名・その他	計
3	0	2	0	1	11

(3) 障がい種別

身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	その他の 心身機能の障害	不明	計
2	2	6	0	1	0	11

(4) 虐待類型 (重複あり)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	計
8	0	5	1	1	15

(5) 事実確認後の対応

障害者虐待として認定した事案				虐待として認定しなかった事案	計
分離を行った事案	分離を行わなかった事案	その他 (そもそも虐待者と被虐待者が同居していなかった等)	検討中		
1	2	0	0	8	11

2 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

(1) 相談・通報・届出受付件数

相談	通報	届出	計
0	5	1	6

(2) 相談・通報・届出者

本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員
1	1	0	0	0	0
相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等(①②除く)	①当該施設・事業所職員	②当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所設置者	警察	運営適正化委員会
0	0	1	0	0	0
その他・匿名	計				
3	6				

(3) 障がい種別

身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	その他の 心身機能の障害	不明	計
0	0	2	0	0	4	6

(4) 虐待類型

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	計
2	0	4	0	0	6

(5) 事実確認調査の対象となった障がい者福祉施設・障がい福祉サービス事業等の種別

障害者支援施設	のぞみの園	居宅介護	重度訪問介護	同行介護	行動介護
0	0	0	0	0	0
療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活介護	自立訓練
0	2	0	0	0	0
就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	共同生活援助	一般相談支援事業所 及び特定相談支援事業所	移動支援事業
1	0	1	1	0	0
地域活動支援センターを運営する事業	福祉ホームを運営する事業	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
0	0	0	0	1	0
障害児相談支援事業	計				
0	6				

(5) 事実確認の結果、障がい者虐待として認定した件数

認定した事案	認定しなかった事案	計
0	6	6

事業所指定事務について

～平成 28 年度の変更事項～

1 実務経験証明書の取扱い

これまで、サービス管理責任者、相談支援専門員など福祉関係の実務経験が必要な職種については、職員の変更の都度、実務経験証明書の原本の提出を求めていましたが、事業者の事務負担を軽減するため、平成 28 年度からは法人として岡崎市に実務経験証明書を一度提出していれば、法人内の人事異動で再度提出する場合はコピーを可とします。

2 常勤の取扱い

常勤者とは当該事業所等で正規職員が通常勤務する時間(通常は週 40 時間)働く者を指します。また、当該事業所等とは 1 事業所内で複数職務を兼務する場合、又は、併設される複数事業所内で職務を兼務する場合を指します。同一法人で複数事業所を兼務している者をこれまで常勤兼務としてきましたが、今後は併設されていない事業所間で職務を兼ねている場合はそれぞれ非常勤として扱います。経過措置として平成 28 年度中に適宜是正を行い、平成 29 年度からは統一した取扱いとしますので、該当する事業所におきましては平成 28 年度中に改善していただきますようお願いいたします。なお、職種等によって兼務に制限がありますので、ご注意ください。

<常勤者の定義(解釈通知 抜粋)>

指定障がい福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障がい福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 23 条第 1 項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取扱うことを可能とする。

また、当該指定障がい福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障がい福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たす。

例えば、一の指定障がい福祉サービス事業者によって行われる指定生活介護事業所と指定就労継続支援 B 型事業所が併設されている場合、当該指定生活介護事業所の管理者と当該指定就労継続支援 B 型事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

3 指定障がい福祉サービス事業所において他事業を実施する場合の基準

指定障がい福祉サービスの質を担保するため、事業所のサービス提供時間中に当該事業所の区域内において、他のサービスを並行して行うことは原則禁止されていますが、一部事業について基準を定め認めることとしました。(資料 1) 並行して他事業を実施する事業所におかれましては、当該基準を遵守するようお願いいたします。

4 就労移行支援の一般就労への移行実績・就労定着実績

就労移行支援については、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する評価の適正を図るため、就労定着者（一般就労移行後に6か月以上雇用されている者）が過去3年間または過去4年間いない場合、報酬の減算が適用されます。

また、過去2年間に一般就労への移行実績がない事業所についても報酬の減算が適用されます。

平成28年4月から、就労継続支援A型に移行した利用者については、利用する障がい福祉サービスの種類を変更するものであることから、一般就労への移行実績や就労定着実績には含まないこととされますので、ご注意ください。

5 日中一時支援における外出について

これまで日中一時支援事業において外出は不可としてきました、平成28年度より、利用者について事業者が事業所内において指定日中一時支援を提供することが著しく困難と認める場合については、一定の条件を付け外出を認めることとします。

<岡崎市指定地域生活支援事業者の人員、設備及び運営に関する基準 抜粋>

(区画外提供の特例)

第62条の2 指定日中一時支援事業者は、その事業の運営に当たっては、第45条の基準を満たすものとして指定を受けた区画内において指定日中一時支援を提供することを原則とする。ただし、利用者について事業者が当該区画内において指定日中一時支援を提供することが著しく困難と認める場合については、指定日中一時支援事業者は、当該指定日中一時支援事業者の責任において、次の各号の条件を満たした上で区画外において指定日中一時支援を提供（以下、本条において「外出」という。）することができる。

- (1) 外出する利用者1人につき生活支援員1人以上が同行すること。
 - (2) 外出する利用者を除いた利用者について、常時第43条の基準を満たす従業者を配置すること。
 - (3) 徒歩（車いす等を含む。）による移動とし、自転車、自動車又は公共交通機関を利用しないこと。
 - (4) 外出する時間は当該日の当該利用者の利用時間の10分の1以内かつ30分以内とすること。
 - (5) 事前に外出の必要性、外出経路、外出時間、緊急時対応を含む利用者の特性に配慮した外出計画を作成すること。
 - (6) 外出を実施する前に保護者に対して説明を行い、書面による同意を得ること。
 - (7) 外出する利用者が第三者に対して与えた損害については、原則指定日中一時支援事業者が賠償する責任を負うこと。
- 2 前項の規定による外出を行った場合、指定日中一時支援事業者は外出した利用者、外出経路、外出した日時、外出時間、付添者その他必要事項を記録しなければならない。

～平成28年度の加算届等の提出～

6 平成28年度加算届の提出

前年度の利用者数の反映、加算項目の変更等があることから、毎年度当初に変更の有無に関わら

ず、加算届の提出を求めています。加算要件や届出書類は国から3月下旬頃に示される予定で、届出様式は3月末日までにホームページに公開する予定です。加算要件等の内容を確認した上で届出を行ってください。詳細は資料2を参照ください。

(1) 提出の必要がある事業所

- ① 訪問系・相談系事業所（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、計画相談支援・障がい児相談支援）の内、「特定事業所加算」又は「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算」を算定する場合及び届出する加算項目に変更がある事業所
- ② ①以外の障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設

(2) 提出期限

平成27年4月15日（金）期限厳守

※4月15日（金）までの提出分は例外的に4月1日（又は5月1日）から適用し、16日以降の提出分は6月以降の適用となります。

(3) 提出書類

資料2を参照ください。（取得する加算により提出書類が異なります。）

7 平成28年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の提出

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算は年度ごとの届出となっており、平成28年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定される事業者は必ず届出が必要です。平成28年4月適用分の届出については既に提出期限を過ぎておりますが、年度途中で当該加算の算定をされる事業者については届出を提出して下さい。詳細は資料3を参照ください。

また、届出事項に変更が生じた際には変更届が必要です。詳細は資料4を参照ください。

(1) 提出期限

加算を取得しようとする月の前々月の末日まで

(2) 提出書類

資料3を参照ください。（事業者により提出書類が異なります。）

8 平成27年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の実績報告書の提出

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定している事業者は、賃金改善の実績報告が必要です。届出先は平成27年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書を提出した行政機関（年度途中で提出先が変更になった場合は変更後の行政機関）と同一となります。岡崎市にある事業所であっても提出先が岡崎市とは限りませんのでご注意ください。

(1) 提出期限

平成28年7月29日（金）

※平成27年度における最終の給付費の支払が遅れている場合は、提出期限が延長されますので、事前にご連絡ください。

(2) 提出書類

- ・福祉・介護職員処遇改善加算実績報告書（別紙様式5）
- ・支払実績明細書（参考様式1）※1
- ・福祉・介護職員処遇改善実績報告書（事業所等一覧表）（別紙様式5（添付書類1））

- ・福祉・介護職員処遇改善実績報告書（都道府県状況一覧表）（別紙様式5（添付書類2））※2
 - ・福祉・介護職員処遇改善計画書（市町村一覧表）（別紙様式5（添付書類3））※3
- ※1 別紙様式5の賃金改善所要額の積算根拠となる資料であり、任意の書式でも可
- ※2 都道府県の県域を越えて所在する複数の障がい福祉サービス事業所等を有する事業者のみ、提出が必要です。
- ※3 市町村の県域を越えて所在する複数の障がい福祉サービス事業所等を有する事業者のみ、提出が必要です。

～その他注意点～

9 勤務形態一覧表の記入方法について（前年度平均利用者）

加算届、変更届の必要書類として勤務形態一覧表（資料5）の提出を求めています。この様式内にある「前年度平均利用者数」の算定方法を明確化するために、市で算定シート（資料6）を作成しホームページに掲載しました。平均利用者数は職員配置、給付金算定の根拠となるものです。各事業所で責任を持ち管理してください。

10 就労継続支援A型平均利用時間算出に係る除外について

事業所における雇用契約を締結している利用者の1日当たりの利用時間の平均が5時間未満である場合に減算を行うこととされていますが、利用開始時には予見できない事由により短時間利用となってしまった場合、90日を限度として平均利用時間の算出から除外しても差し支えないとされており、その場合は短時間となってしまった事由について岡崎市への届出が必要です。この届出様式（資料7）を作成し、ホームページに掲載しましたので、ご活用ください。なお、利用開始時に予見できる事由や事業所の都合により短時間利用となる場合は対象外です。

また、十分なサービス提供時間を確保するとともに、平均利用時間の管理を徹底し、減算に該当する場合は適切に給付金の請求をしてください。

11 就労継続支援A型事業の適正な運営について

「利用者も就労継続支援A型事業の従業者も短時間の利用とすることによって浮いた自立支援給付費を実質的に利用者の賃金に充当している」など、本来の就労継続支援A型事業の趣旨に反する事例が問題となっています。今一度運営について見直し、適正な運営に努めてください。（参考：資料8）

また、就労継続支援A型からB型へ移行するなどの際には、事業の違いを正しく利用者に説明し、利用者自身が事業変更後のサービス利用について選択できようになしてください。（参考：資料9・10）

12 訪問系サービスのヘルパー及びサービス提供責任者の要件について

ヘルパーの要件のうち「3級ヘルパー」、サービス提供責任者の要件のうち「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験3年以上」、の2つの要件については、次期報酬改定において、要件から外される見込みです。当該要件に該当するヘルパーについては、計画的に上位資格を取得するようにしてください。

13 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件経過措置

<行動援護におけるヘルパーの要件>

行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障がい児者又は精神障がい者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障がい児者又は精神障がい者の直接業務に2年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。

<行動援護におけるサービス提供責任者の要件>

行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障がい児者又は精神障がい者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、直接業務に5年以上従事した経験を有することで足りるものとみなす。

14 同行援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件経過措置

<同行援護におけるヘルパーの経過措置>

・居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障がい者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障がいを有する身体障がい者又は障がい児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者

→ 平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置

・障がい者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であつて、視覚障がいを有する身体障がい者又は障がい児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者

→ 平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置

<同行援護におけるサービス提供責任者の経過措置>

・介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修1級課程、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者であつて、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者

→ 平成30年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）修了を要しない経過措置

・平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したものの

→ 平成30年3月31日までの間の経過措置

15 災害対策について

指定障がい福祉サービス事業所（ヘルパー事業所は除く）においては基準省令第70条に、指定障がい者支援施設においては基準省令第44条に、非常災害対策について明記されており、非常災害に関する具体的計画の策定が義務付けられています。これまでも非常安全対策について取り組まれていることと思いますが、具体的計画の見直し、計画の周知、避難訓練等、対策の強化に努めるようお願いします。その際は、事業所の立地要件により予想される災害（土砂災害等）についても具体的計画に盛り込んでください。

※参考資料：社会福祉施設における防火安全対策の強化について（資料11）

16 グループホーム等の防火安全対策について

消防法施行令等が改正され、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われ、既存施設については平成30年4月から、新規施設については平成27年4月から適用されています。（資料12）基準を満たしているか改めて確認し、スプリンクラー設備など消防用設備の設置義務のあるグループホーム等については、社会福祉施設等施設整備費補助金の助成対象となるので積極的に活用を検討するなど、計画的に設置して下さい。なお、消防用設備を賃貸物件に設置する場合についても、助成対象とされています。

17 指定申請について（新たに事業を計画する際の主な注意点）

- 指定申請書類の受理は月末締切で、翌々月1日付けで指定します。また、申請書類の内容に不備がなくなったときに受理します。期間に余裕をもって、予め相談してください。
- 指定を受けるには事業所が各種法令に適合している必要があります。福祉事業を行う建物には、都市計画法、建築基準法、消防法等で厳しい要件がかかります。賃貸契約等の前に事前に相談してください。法令違反の状態では、指定は受けられません。

18 変更届について（事業所の届出情報を変更する際の主な注意点）

- 事業所の届出情報に変更される際は、変更届の提出が必要です。
- 変更届の提出期限は変更が生じた日から10日以内です。期限遵守してください。
- 変更内容が、「生活介護又は就労継続支援B型事業所の定員増」「施設入所支援の定員増」「施設障がい福祉サービスの種類の変更」に当てはまる場合は、変更届ではなく、変更申請となります。この場合、変更申請書類の受理は月末締切で、内容審査のうえ、翌々月1日付け適用です。
- 事業所移転の際は、建物について新規申請時と同様の注意が必要です。予め相談してください。

19 加算届について（算定する加算項目を変更する際の主な注意点）

- 毎年4月1日の状況について届出した後に、算定の状況について変更があった場合は、その都度加算届の提出が必要となります。
- 給付費（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が毎月15日以前に提出された場合には翌月から、16日以降になされた場合については、翌々月から算定を開始することとなります。

- 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱いについては、速やかにその旨の届出を行うこと。
なお、この場合において、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこと。

20 業務管理体制整備に関する届出について

- 業務管理体制の届出未提出の事業者があるので、該当事業者は早急に提出してください。
- すべての指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設の設置者、指定相談支援事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設及び指定障がい児相談支援事業者は法人単位で、根拠条文ごとに、関係行政機関に届出が必要です。
- 届出先は表のように、国、愛知県、岡崎市のいずれかとなります。提出先が分からない場合は、一度お問い合わせください。

事業所等の展開状況	届出先関係行政機関	届出先住所・電話番号
事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省(社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課(監査指導室) TEL03-5253-1111(内線 3009)
次の指定事業所のみを行う事業者であって、全ての事業所が同一市町村内に所在する事業者 ・指定特定相談支援事業者 ・指定障がい児相談支援事業者	岡崎市福祉部障がい福祉課	〒444-8601 岡崎市十王町2-9 岡崎市福祉部障がい福祉課(施策班) TEL0564-23-6165
①②以外の事業者	愛知県健康福祉部障害福祉課 <u>※岡崎市は届出先ではありません</u>	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県健康福祉部障害福祉課(事業所・地域生活支援G) TEL052-954-6317

21 研修の欠席について

平成27年度のサービス管理責任者研修・相談支援従事者研修において、市内事業所の受講者が無断欠席し、研修修了できない事例が発生しました。当該研修は受講枠が限られており、申し込みをしても全ての方が受講できない状況です。研修受講者においては、研修日程を把握の上、受講申込するとともに、各事業者においては、無断欠席がないよう受講者に周知・徹底いただきますようお願いいたします。

22 指定事務の担当部署について

平成 28 年度から事業所の指定事務の担当部署が変わります。電話番号、窓口に変更はありません。

(変更前) 障がい福祉課企画整備班 電話：23-6165

(変更後) 障がい福祉課施策班 電話：23-6165

岡崎市が指定する指定障がい福祉サービス事業所において
他事業を実施する場合の基準について

「岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成 25 年規則第 18 号）」に定める設備に関する基準において、指定療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型の訓練・作業室、相談室、洗面所及び便所は「専ら当該指定障がい福祉サービス事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。」とされており、利用者の支援に支障がない場合にのみ、指定障がい福祉サービスと並行して他事業を実施することができることとされている。

利用者の支援に支障がない場合とは、次の基準をすべて満たすことを条件とする。

- 1 並行して実施する事業が次に定めるものであること。
 - 岡崎市高校生障がい福祉サービス体験利用受入事業費補助金交付要綱に基づき実施する高校生の体験利用受入れを行う事業
 - 生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業
- 2 指定障がい福祉サービスの利用者と並行して実施する事業の利用者の合計数に応じ、当該日において指定障がい福祉サービスの基準で求められる従業者の数を満たしていること。
- 3 指定障がい福祉サービスの利用者と並行して実施する事業の利用者の合計数が、当該日において指定障がい福祉サービス事業所の定員の 100 分の 150 を乗じて得た数以下であること。
- 4 会計については指定障がい福祉サービス及び並行して実施する事業を明確に区分すること。ただし、指定障がい福祉サービスと一体で行うことに意味があるものとして国又は地方公共団体が委託、補助その他の財政的支援を行う事業についてはこの限りでない。

27 障第 1678 号
平成 28 年 3 月 8 日

事業者 各位

岡崎市長 内田 康宏

平成 28 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出
について（通知）

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における介護給付費等の算定に当たり、「平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号」の規定等に基づき、「介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書」をあらかじめ岡崎市に届け出ることとなっています。

平成 28 年度においては、当該届出書について下記のとおり取扱うこととするので、該当する事業所は提出期限までに届出書の提出をお願いします。

なお、制度改正等により届出書類に変更が生じることがあります。届出書の様式は平成 28 年 4 月 1 日以降に岡崎市ホームページより取得するようお願いいたします。新様式の掲載が 4 月 1 日に間に合わない場合は、通知等により周知いたします。

記

1 提出の必要がある事業所

- ① 訪問系・相談系事業所（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、計画相談支援・障がい児相談支援）
 - ・「特定事業所加算」又は「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算」を算定する場合及び届出する加算項目に変更がある場合において届出書を提出すること。
- ② その他の障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設
 - ・届出書を必ず提出すること（従前からの内容と同様であっても届出書を提出すること）。

2 提出書類

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第 5 号（その 1））、（そ

の2))

- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
 - ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙2）
 - ・組織体制図（任意様式）
 - ・各種加算に係る届出書
- ※ 事業種別により提出する書類が異なることから、ホームページに掲載した事業種別書類一覧表を確認すること。

<http://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1424/1408/p012810.html>

3 提出期限

平成28年4月15日（金）期限厳守

4 留意事項

- ・4月開始の加算及び5月開始の加算ともに、提出期限は4月15日（金）となる。4月15日までに届出書の提出がない場合、6月サービス提供分以降の適用になる。
- ・介護給付費等の算定上、届出が必要なものについては、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出がなければ算定することができない。届出書等の提出がなく算定を行っている場合については、不当利得となり返還措置の対象となる。
- ・届出書等は、当該年度の加算等の算定に関して毎年4月1日の状況（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表については毎年4月の勤務予定）について提出することとなる。
- ・毎年4月1日の状況について届出した後に、算定の状況について変更があった場合については、その都度届出書等の提出が必要となる。その際、介護給付費等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が毎月15日以前に提出された場合には翌月から、16日以降になされた場合については、翌々月から算定を開始することとなる。
- ・加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱いについては、指定障がい福祉サービス事業所等の体制について加算等の算定されなくなる状況が生じた場合又は算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨の届出を行うこと。なお、この場合において、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこと。
- ・「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算」を算定するには、本通知で案内する届出とは別に、当該加算に関する届出の提出が必要となる。

担当 岡崎市福祉部障がい福祉課企画整備班
TEL:0564-23-6165/FAX:0564-25-7650
Mail:shogai@city.okazaki.lg.jp

1 届出書の提出期限

- (4月から加算を取得する場合) 平成 28 年 2 月 29 日 (月) まで
 (年度途中から加算を取得する場合) 加算を取得しようとする月の前々月の末日まで

2 提出先

【届出先が岡崎市の事業者】

- ① 岡崎市に所在する単独の障がい福祉サービス事業所等（障がい福祉サービス事業所又は障がい者支援施設）を有する事業者
 ② 複数の障がい福祉サービス事業所等を有する事業者であって、複数の当該事業所等が岡崎市のみに所在する場合
 ③ 複数の障がい福祉サービス事業所等又は障がい児通所支援事業所等（障がい児通所支援事業所又は障がい児入所施設）を有する事業者であって、複数の障がい福祉サービス事業所等が岡崎市及び名古屋市、豊橋市又は豊田市のみに所在し、かつ障がい児通所支援事業所等を有する場合は当該障がい児通所支援事業所等が名古屋市のみに所在する場合

※法人ごとに届出書類を作成し、岡崎市（③の場合は岡崎市及び事業所所在市）へ提出してください。

※上記以外は愛知県への提出となります。提出先が分からない事業者はご連絡ください。

【岡崎市の提出先】

〒444-8601

岡崎市十王町二丁目 9 番地

岡崎市福祉部障がい福祉課企画整備班 宛

※申請書類に必要事項をご記入の上、郵送で申請してください。

3 届出書類

書類	2.の①に該当する事業所	2.の②及び③に該当する事業所
別紙様式 2 福祉・介護職員処遇改善計画書	○	○
別紙様式 2 (添付書類 1) 福祉・介護職員処遇改善計画書(事業所一覧表)	○	○
別紙様式 2 (添付書類 2) 福祉・介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)		△ ※ 1
別紙様式 2 (添付書類 3) 福祉・介護職員処遇改善計画書(市町村一覧表)		○
別紙様式 3 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算届出書	○	
別紙様式 4 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算届出書		○
添付書類 就業規則、賃金規程、労働保険関係成立届等(確定保険料申告書、納付書・領収書)	△ ※ 2	△ ※ 2

※ 1 都道府県の圏域を越えて所在する複数の障がい福祉サービス事業所等を有する法人は、提出を必要とします。

※ 2 平成 27 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の届出において、すでに岡崎市障がい福祉課に提出されている事業者で、取得する加算区分（I型～IV型）に変更がない場合は省略できます。

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の変更届出書について

1 変更届出書について

障がい福祉サービス事業者等は、加算を算定する際に提出した届出書、福祉・介護職員処遇改善計画書、計画書添付書類並びにキャリアパス要件等届出書に変更（次のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、変更の届出を行う必要があります。

- (1) 複数の障がい福祉サービス事業所等を有する法人において、当該申請に係る障がい福祉サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合は当該事業所等の障がい福祉サービス等事業所番号、事業所等名称、サービス種別
- (2) 障がい福祉サービス事業所等において、サービス種別に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合は当該事業所等のサービス種別
- (3) 就業規則を改正（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要
- (4) キャリアパス要件等に関する適合状況に変更（キャリアパス要件等の適合状況ごとに定める率の変動する場合又はキャリアパス要件Ⅰ及びキャリアパス要件Ⅱの要件間の変更に限る。）があった場合は、キャリアパス要件等届出書の内容
- (5) 会社法による吸収合併、新設合併等による福祉・介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容

2 提出期限について

新設の指定事業所…指定を受けた月の15日まで

既存の指定事業所…変更後の内容で加算を算定する月の前々月末日まで

3 届出書類

別紙様式7 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算変更届

<添付書類>

次の変更理由ごとに添付書類を提出する。

- ①新規指定、廃止等を理由とする障がい福祉サービス事業所等及びサービス種別の増減
 - ・ 別紙様式2(添付書類1)福祉・介護職員処遇改善計画書(事業所等一覧表)
 - ・ 指定通知書の写し《新規指定に限る》
- ②就業規則を改正
 - ・ 就業規則(変更後の内容)の写し
 - ・ 就業規則の新旧対照表
- ③キャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった場合
 - ・ キャリアパス要件等届出書《変更後の内容》

※ 上記1(5)に該当する場合にあっては、添付書類について、個別に提出先へ相談すること。

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

定員	サービス種類		居宅介護・重度訪問介護		ヘルパー事業所あり		記入不要				
	人員配置区分		前年度の平均実利用者数		基準上の必要職員数		2.5				
	職種	勤務形態	氏名	管理者とサービス提供責任者を兼務する場合は、従事時間を分けること		該当する体制等		週平均の勤務時間	常勤換算後の人数		
				第1週	第3週	第4週	4週の合計				
				1	9	22	80				
				2	10	23					
				3	11	24					
				4	12	25					
				5	13	26					
				日	14	27					
				月	15	28					
				火	16						
				水	17						
				木	18						
				金	19						
				土	20						
				日	21						
				月	22						
				火	23						
				水	24						
				木	25						
				金	26						
				土	27						
				日	28						
				合計			452	114.0	2.8		
				当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数							
				サービス提供時間							

注1 本表はサービス種類の欄ごとに作成してください。

注2 * 欄は、当該月の曜日を記入してください。

注3 「人員配置区分」欄は、報酬算定上の区分を記載し、「該当する体制等」欄は、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる体制加算等の内容を記載してください(この際、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の記載内容と同様に記載してください。)

注4 「職種」欄は、当該事業所・施設に係る職種全てを記載し、「勤務形態」欄は、①常勤・専従、②常勤・兼務、③非常勤・専従、④非常勤・兼務のいずれかき記載するとともに、加算等に係る職員の加配を区分した上、それぞれ1日あたりの勤務時間を記載してください。

注5 常勤換算後の人数の算出に当たっては、直接処遇に係る職員の4週の合計時間数を当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数で除し、小数点以下第2位を切り捨ててください。

注6 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。

注7 各事業所・施設において使用している勤務割表等(変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表等)により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び看護職員と介護職員の配置状況(関係する場合はその書類をもって添付書類として差し支えありません)。

452時間 ÷ 160時間(常勤者が勤務すべき時間) = 2.825

サービス提供責任者と従業者の勤務時間数を合計する

記入不要

記入不要

平均実利用者数÷常勤換算後の人員
18÷3.2=5.625>5.5のため、
x型(6:1)となる。

従業者の勤務の体制及び勤

新規指定の場合は定員×0.9
(特定旧法からの移行は直近1月の利用実績)
指定後6月以上の場合は、前年度の平均値

記入不要

職種	サ-ビス種類	前年度の平均実利用者数		生活介護		生活介護あいらん		4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数
		20	18	生活介護		生活介護あいらん				
		20	18	平均実利用者数		必要職員数				
管理者	②	4	4	4	4	4	4	80	20.0	
サ-ビス管理責任者	②	4	4	4	4	4	4	80	20.0	
生活支援員	①	8	8	8	8	8	8	160	40.0	
生活支援員	①	8	8	8	8	8	8	160	40.0	
生活支援員	③	6	6	6	6	6	6	120	30.0	
理学療法士	④	6	6	6	6	6	6	68	17.0	
看護職員	③						3	12	3.0	
医師	③	2						2	0.5	
事務員	③	6	6	6	6	6	6	120	30.0	
合計		6	6	6	6	6	6	520	130.0	3.2

520時間÷160時間(常勤者が勤務すべき時間)=3.25

注1 本表はサ-ビスの種類ごとに作成してください。

注2 *欄は、当該月の曜日を記入してください。

注3 「人員配置区分」欄は、報酬算定上の区分を記載し、「該当する体制等」欄は、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる体制加算等の内容を記載してください(この際、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の記載内容と同様に記載してください。)

注4 「職種」欄は、当該事業所・施設に係る職種全てを記載し、「勤務形態」欄は、①常勤・専従、②常勤・兼務、③非常勤・専従、④非常勤・兼務のいずれかを記載するとともに、加算等に係る職員の加配を区分した上、それぞれ1日あたりの勤務時間を記載してください。

注5 常勤換算後の人数の算出に当たっては、直接処遇に係る職員の4週の合計時間を当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数で除し、小数点以下第2位を切り捨ててください。

注6 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。

注7 各事業所・施設において使用している勤務割表等(変更の届出の場合には変更後の予定勤務割表等)により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び看護職員と介護職員の配置状況(関係する場合はその書類をもって添付書類として差し支えありません)。

平均実利用者数÷世話人の常勤換算後の人員
6.3÷2.5=2.52>4のため、
I型(4:1)となる。

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覽表

新規指定の場合は定員×0.9
指定後6月以上の場合は、前年度の平均値

職種	勤務形態	第1週				第2週				第3週				第4週				4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数												
		日	月	火	水	日	月	火	水	日	月	火	水	日	月	火	水															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16				17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
管理者	U	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40.0	
サービスマネジメント	②	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	40	10.0	
世話人	②	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	120	30.0	
世話人	①	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40.0	
世話人	③	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	120	30.0	2.5
生活支援員	④	6	6	6	5	6	6	6	5	6	6	6	5	6	6	6	5	6	6	6	5	6	6	6	5	6	6	6	5	68	17.0	
生活支援員	③				3				3				3				3				3				3				3	12	3.0	
生活支援員	③				2																									2	0.5	0.5
合計																																

生活支援員の勤務時間数:82時間÷160時間(常勤者が勤務すべき時間)=0.512小数点第2位以下切捨てのため、0.5となる。

世話人の勤務時間数を合計する

記入不要

該事業所・施設における常勤職員の数

注1 本表はサービスマネジメントの種類ごとに作成してください。

注2 *欄は、当該月の曜日を記入してください。

注3 「人員配置区分」欄は、報酬算定上の区分を記載し、「該当する体制等」欄は、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覽表」に記載してください。

注4 「職種」欄は、当該事業所・施設に係る職種全てを記載し、「勤務形態」欄は、①常勤・専従、②常勤・兼務、③非常勤・専従、④非常勤・兼務のいずれかを記載するとともに、加算等に係る職員の加配を区分した上、それぞれ1日あたりの勤務時間を記載してください。

注5 常勤換算後の人数の算出に当たっては、直接処遇に係る職員の4週の合計時間数を当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数で除し、小数点以下第2位を切り捨ててください。

注6 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。

注7 各事業所・施設において使用している勤務割表等(変更後の届出の場合は変更後の予定勤務割表等)により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び看護職員と介護職員の配置状況(関係する場合はその書類をもって添付書類として差し支えありません)。

平均利用者数算定シート

資料6

事業所名	
サービス種別	
定員	
指定年月日	

1. 新規指定(指定後6か月未満を含む)の場合

利用者数	
------	--

算定式 定員×90%(小数点第2位以下切り上げ)

2. 1以外の場合

年月	開所日数	利用者延べ数 (注1・注2・注3)	左のうち、施設外就労の実績(注4)	
			実施日数	利用者延べ数(再掲)
年 4月				
年 5月				
年 6月				
年 7月				
年 8月				
年 9月				
年 10月				
年 11月				
年 12月				
年 1月				
年 2月				
年 3月				
合計	①	②	③	④

算定式

②÷①(小数点第2位以下切り上げ)

算定式

②-④)÷①(小数点第2位以下切り上げ)

平均利用者数	
--------	--

※ 前年度の4月から3月までの実績を記入し、算定すること。

※ 前年度において、1年未満の実績しかない場合

(ア)新規指定又は定員増の時点から6月以上1年未満
直近の6か月における利用者の延べ数÷6月間の開所日数(イ)新規指定又は定員増の時点から1年以上
直近1年間における利用者の延べ数÷1年間の開所日数※ 定員を減少させた場合で減少後の実績が3月以上ある場合
減少後の延べ利用者数÷3月間の開所日数※ 前年度の途中で定員増を行い、定員増の時点から
6月未満の場合
前年度の定員増以前の平均利用者数+増分×0.9

(注1) 従たる事業所を設置している場合は、主たる事業所との合計数を記入すること。

(注2) 療養介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の場合、入所等した日を含み、退所等した日は含まない。

(注3) 欠席時対応加算等報酬算定の対象であっても利用しなかった日(基本報酬を算定しない日)は除くこと。

(注4) 就労移行支援又は就労継続支援の場合で、施設外就労を実施したときは、その内数をこの欄に再掲し、施設外就労対象者を除いた平均利用者数も算定すること。

平均利用時間算出に係る除外届出書(指定就労継続支援A型)

資料7

平成 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

届出者 法人名
 (設置者) 代表者職・氏名 印
 事業所名
 (事業所番号) ()
 事業所所在地
 電話番号[担当者名] () - []

次の利用者について、利用開始時に予見できない事由により短時間利用(1日5時間未満の利用)となったため、短時間利用減算の算定に当たり、平均利用時間の算出から除外することを届け出ます。

利用者氏名		
届出区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更
平均利用時間算出からの除外期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
上記期間の日数(90日が限度)	日	
利用開始時に予見できなかった短時間利用の事由		
計画相談支援の利用状況	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
計画相談支援事業所との連絡状況 ※計画相談支援の利用有の場合に記載		
サービス等利用計画への反映状況 ※計画相談支援の利用有の場合に記載		
個別支援計画への反映状況		

注1 「平均利用時間算出からの除外期間」欄には、同一の事由(短時間利用となった事由)が継続すると見込まれる期間(休業日を含む連続した期間)について、90日を上限に記入すること。

注2 本届出書は、除外しようとする事由が生じたときに速やかに届け出ること。なお、届け出た利用者について、90日の範囲で除外期間を延長又は短縮するときは、変更の届出を行うこと。

(添付書類)

・個別支援計画の写し

平均利用時間算出に係る除外届出書(指定就労継続支援A型)

平成 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

届出者 法 人 名
 (設置者) 代表者職・氏名 印
 事業所名
 (事業所番号) ()
 事業所所在地
 電話番号[担当者名] () - []

次の利用者について、利用開始時に予見できない事由により短時間利用(1日5時間未満の利用)となったため、短時間利用減算の算定に当たり、平均利用時間の算出から除外することを届け出ます。

利用者氏名	岡崎 太郎	
届出区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更
平均利用時間算出からの除外期間	平成〇〇年 〇月 〇〇日～平成 〇〇年 〇月 〇〇日	
上記期間の日数(90日が限度)	90日	
利用開始時に予見できなかった短時間利用の事由	本利用者は、平成〇年〇月〇日に利用を始めた際は1日6時間の利用が可能であったが、〇〇(病名)により入院治療が必要となり、平成〇年〇月〇日に入院した。その後、平成〇年〇月〇日に退院し、平成〇年〇月〇日からサービス利用を再開した。サービス利用に当たり1日4時間の短時間利用から慣らしていくこととなった。	
計画相談支援の利用状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
計画相談支援事業所との連絡状況 <small>※計画相談支援の利用有の場合に記載</small>	平成〇年〇月〇日に「相談支援事業所〇〇」の相談支援専門員と今後の支援方法について話し、利用者の心身の状況から、サービス利用の再開は可能だが、1日4時間の短時間利用から慣らしていくことが適切だとの方向性を確認した。	
サービス等利用計画への反映状況 <small>※計画相談支援の利用有の場合に記載</small>	〇〇(病名)による入院・退院で心身の状態に影響があり、支援方法の変更が必要となるため、平成〇年〇月〇日付けでサービス等利用計画は変更されている。短時間のサービス利用再開についても盛り込まれている。	
個別支援計画への反映状況	変更後のサービス等利用計画の内容を踏まえ、平成〇年〇月〇日付けで個別支援計画を変更した。短時間のサービス利用再開についても盛り込んでいく。	

注1 「平均利用時間算出からの除外期間」欄には、同一の事由(短時間利用となった事由)が継続すると見込まれる期間(休業日を含む連続した期間)について、90日を上限に記入すること。

注2 本届出書は、除外しようとする事由が生じたときに速やかに届け出ること。なお、届け出た利用者について、90日の範囲で除外期間を延長又は短縮するときは、変更の届出を行うこと。

(添付書類)

・個別支援計画の写し

障障発0908第1号

平成27年9月8日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（公印省略）

指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について

指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき行われているところである。

さて、指定就労継続支援A型については、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を適切かつ効果的に行うこととされているところである。

しかしながら、指定就労継続支援A型事業者の中には、法の趣旨に反し、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号。以下「運営基準」という。）の規定に抵触すると考えられる不適切な事業運営を行っている事業者があることが指摘されている。

このため、下記のとおり、指定就労継続支援A型の利用手続きや不適切な事業運営の事例に係る指導の際の確認点を整理したので、指導の際に活用いただくとともに、各都道府県におかれては、貴管内市町村に対する周知方よろしく願います。

また、指定就労継続支援A型については、その利用に当たり、指定就労継続支援A型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として暫定支給決定を行うこととされているので、適切なサービス利用という観点からも、併せて周知方よろしく願います。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 就労継続支援A型の利用に係る支給決定手続きについて

就労継続支援A型は、利用者と雇用契約を締結することにより、就労機会を提供しつつ、生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものであり、その利用に当たっては、一定期間の訓練を行うサービスであることを踏まえ、就労継続支援A型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として、暫定支給決定を行うこととされているので、利用者に対して適切なサービスを提供するという観点からも、適正な支給決定手続きをお願いする。

なお、暫定支給決定が行われた利用者については、雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第110条に基づく特定求職者雇用開発助成金の支給対象となる対象労働者から除外され、当該助成金の支給はされないこととなっている。

2 不適切な事業運営の事例

(1) 生産活動の内容が不適切と考えられる事例

① 事例内容

就労機会の提供に当たり、収益の上がらない仕事しか提供しておらず、就労継続支援A型事業の収益だけでは、最低賃金を支払うことが困難であると考えられる事例。

② 指導の際の確認点

ア 就労継続支援A型の利用に当たっては、利用者と雇用契約を締結することとなっており、雇用契約を締結した利用者については、労働関連法規の適用を受ける労働者に該当し、最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）が適用されることから、最低賃金を支払うことが可能な収益性の高い事業内容であるか、また、利用者に対して当該事業内容を踏まえた仕事が確保されているかを確認する。

確認に当たっては、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づき作成することとされている「就労支援事業別事業活動明細書」により、収益と費用の比率等を確認することで、最低賃金を支払うことが可能な事業内容であるかどうかを判断する。

イ 指導に当たっての根拠（運営基準第191条、192条）

運営基準第191条第1項では、「指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない」と規定されていることから、事業者には、就労機会の提供に当たり、事業者が供給しようと考えている物品及び役務に関する市場調査等を実施するとともに、地域の状況を適切に把握することが求められ、その結果を踏まえ、最低賃金を支払うことが可能な収益性の高い仕事を確保する必要がある。

また、運営基準第192条第1項では、「指定就労継続支援A型事業者は、第190条第1項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない」と規定されており、当該規定の趣旨をかんがみれば、最低賃金の水準に留まることなく、就労に関する知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うことにより、賃金水準を高めていくことが事業者には求められている。

したがって、収益の低い仕事しか提供していない場合には、就労機会の提供に当たり、市場調査等の実施や地域の状況を適切に把握しているとはいえず、また、利用者に支払う賃金水準を高めるよう努めているとはいえない。

(2) サービス提供の形態が不適切と考えられる事例

① 事例内容

就労継続支援A型のサービス提供に当たり、利用者の意向や能力等を踏まえた個別支援計画が策定されていない事例や、長く働きたいという利用者の意向にかかわらず、全ての利用者の労働時間を一律に短時間（例：1週間の所定労働時間が20時間）としている事例など、サービス提供に当たっての形態が不適切な事例。

② 指導の際の確認点

ア 適切なアセスメントに基づいた個々の利用者に応じた個別支援計画が策定され、当該計画に基づいたサービス提供がされているかを確認する。

また、全ての利用者の労働時間が一律に短時間とされているような場合には、その理由を確認し、適切なアセスメントに基づいた結果であり、かつ、利用者の意向等に反して設定されているものでないかどうかを確認する。

イ 指導に当たっての根拠（運営基準第3条、191条、197条（第58条の準用））

運営基準第3条第1項では、「指定障害福祉サービス事業者（第3章から第5章まで及び第8章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない」と規定されている。

また、就労継続支援A型において準用する同第58条第2項では、「サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない」と規定されている。

これらの規定に基づき、事業者には、適切な方法でアセスメントを行った上で適切な支援内容を検討し、個々の利用者の意向や適性、障害特性等を踏まえた個別支援計画を策定し、サービスを提供することが求められる。

また、運営基準第191条第2項では、「指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない」と規定されていることから、事業者には、利用者の意向や適性、障害特性等を踏まえ、個々の利用者に適した作業内容や作業時間とすることにより、作業能率を向上させることが求められる。

したがって、個別支援計画が画一的な内容となっている場合や、正当な理由もなく全ての利用者の労働時間を一律に短時間としている場合には、適切な個別支援計画の策定や利用者の意向等を踏まえた就労機会の提供が行われているとはいえない。

なお、特定求職者雇用開発助成金は、短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）を雇い入れた場合であっても支給対象となることから、当該助成金を受給するために利用者の労働時間を一律に短時間としている場合があり、このような理由も上記基準の趣旨から適切

な事業運営とはいえない。

(3) 一定期間経過後に事業所を退所させている事例

① 事例内容

就労継続支援A型の利用に当たり、利用してから一定期間が経過した後、利用者の意向等にかかわらず、就労継続支援B型事業所に移行させるなど、不当に退所させていると考えられる事例。

② 指導の際の確認点

ア 利用者の退所状況に関し、一定期間（例：2年又は3年）が経過した後、に就労継続支援B型事業所に移行し、事業所を退所している利用者について、退所理由を確認する。

確認に当たっては、特定求職者雇用開発助成金の支給対象となっていた利用者について、当該助成金の助成対象期間経過後に退所させられているようなことがないかを確認する。

イ 指導に当たっての根拠（運営基準第197条（第11条の準用））

障害福祉サービスの利用に当たっては、市町村から支給決定を受けなければならない、当該支給決定には有効期間が定められており、就労継続支援A型の有効期間は、1月間から36月間の範囲内で市町村が定める期間とされており、最大3年間となっている。

一方で、法第5条第14項では、「この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう」と規定されており、就労継続支援A型には、利用期間は定められておらず、支給決定に係る有効期間の更新は可能とされている。

また、就労継続支援A型において準用する運営基準第11条では、「指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならない」と規定されている（※）。

これらの規定に基づけば、事業者は、現に就労継続支援A型を利用している者に対し、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、事業所を退所させたりといったことをしてはならず、支給決定の有効期間中の利用者は当然のこととして、支給決定の更新が行われた利用者に対しても適切にサービス提供を行う必要がある。

したがって、特定求職者雇用開発助成金の支給対象となる利用者について、当該助成金の助成対象期間が2年（重度障害者等に該当する場合には3年）であることから、利用者の退所時期が当該助成金の助成対象期間経過後と一致しているような場合には、正当な理由なく、当該助成金の支給終了とあわせて退所させている場合があり、このような取扱いは適切な事業運営とはいえない。

※ 提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは以下の通り。

- ・ 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- ・ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ・ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合
- ・ 入院治療が必要な場合

就労継続支援A型と就労継続支援B型の違い

	A型（雇用有）	A型（雇用無）・B型
雇用契約	あり	なし
雇用保険	継続して週 20 時間以上働く場合あり	なし
厚生年金 健康保険	継続して概ね週 30 時間以上働く場合あり	なし
労災保険	あり	なし
有給休暇	6 か月以上継続して働く場合あり	なし
休業手当	あり	なし
最低時給	あり	なし
労働時間	週 40 時間以内 日 8 時間以内	利用者の任意
休憩時間	法定以上必須	任意
休日	週 1 日以上	利用者の任意
時間外割増賃金	あり	なし
指揮監督	あり	なし

就労継続支援B型について

障がい福祉サービスは、ルールに則って事業を実施し、受給者を受け入れたときに市から事業所に給付費を支払うもの。ルールを守らなければいけない。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省令第 171 号)

(工賃の支払等)

第 201 条 指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

⇒ 売上から直接経費を差し引いたものが工賃。

売上と関係なく失業手当がもらえる額に工賃単価を調整することはルール違反。売上以上の工賃を支払うこともルール違反。

また、売上と材料費の変更以外に工賃単価の変更要素はないため、一定期間経過後に自動的に単価上昇はありえない。

- 就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について

(平成 18 年 10 月 2 日 障障発第 1002003 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)

1 就労継続支援事業利用者に関する留意事項

(2) A型利用者（雇用無）及びB型利用者

ア 利用者の出欠、作業時間、作業量等が利用者の自由であること。

イ 各障害者の作業量が予約された日に完成されなかった場合にも、工賃の減額、作業員の割当の停止、資格剥奪等の制裁を課さないものであること。

ウ 生産活動において実施する支援は、作業に対する技術的指導に限られ、指揮監督に関するものは行わないこと。

⇒ 皆勤手当は、出欠、作業時間を利用者の自由に決めることを阻害するもの、又は事業所の想定通りに利用しない利用者に制裁を課すものなので、ルール違反。

エ 利用者の技能に応じて工賃の差別が設けられていないこと。

⇒ 工賃の単価は、同一作業であれば作業の数量又は時間により単一。同じ作業をする人同士で単価が違うことはルール違反。

○社会福祉施設における防火安全対策の強化について

(昭和六二年九月一八日)

(社施第一〇七号)

(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省社会・児童家庭局長連名通知)

標記については、昭和六二年六月三〇日付社施第八四号をもって通知したところであるが、今般、「社会福祉施設等における防火安全対策検討委員会」において社会福祉施設(以下「施設」という。)の防火安全対策のあり方について基本的な見直しが行われ、別添のとおり検討結果が報告されたところである。ついではこの報告を踏まえ施設の防火安全対策の強化を図ることとしたので、今後次の事項に留意のうえ貴管下各施設に対し指導願いたい。

また、施設の指導監査等にあつては、防火安全対策について特に重点的に指導を行うよう配慮されたい。

なお、本通知については、消防庁とは予め協議済みであるので念のため申し添える。

一 対象施設について

本通知は、施設の性格上、自力避難が困難な者が多数入所する次の施設(以下「自力避難困難施設」という。)を指導の対象とする。

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設、重度身体障害者授産施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、救護施設、重症心身障害児施設、精神薄弱者更生施設(通所施設を除く)、精神薄弱者授産施設(通所施設を除く)、精神薄弱児施設、肢体不自由児施設(通所施設を除く)、盲ろうあ児施設(通所施設を除く)、乳児院

なお、これらの施設以外の施設についても以下の各指導事項に準じ、施設の実態に応じた防火安全対策を指導すること。

二 火災発生の未然防止について

(一) 寝具類、カーテン等の防炎化の促進

施設においては、壁、天井等の内装やカーテン、じゆうたん等については、既に消防法令で一定の防炎化、難燃化が義務づけられているので、未整備の施設は早急に改善を図るほか、今後は布団、毛布、シーツ等の寝具類についても一定以上の防炎性能を有するものを積極的に使用するように努めること。

また、寝衣類についても、個人的嗜好等に配慮しつつできるだけ防炎性能を有するものを使用することが望ましいこと。

(二) 暖房機器の改善

放射形又は自然対流形の石油ストーブ等は転倒、可燃物の接触等により出火原因となりやすいので、原則として使用しないこととし、ストーブ類を使用する場合には、強制対流形のストーブ又はこれと同等以上の火災安全性を有する器具を使用するよう努めること。

(三) 出火防止対策の強化

ア 火災発生を未然に防ぐために、各部署について火気取締責任者を定めるとともに、たばこの吸殻等火気の取扱いについては職員及び入所者(通所、利用者も含む。以下同じ)に対して注意を喚起するよう指導すること。特に喫煙については、指定された場所での喫煙を励行すること。

また、夜間においては、可燃物のあるリネン室、倉庫等人気のない密室については施錠すること。

イ 夜間に勤務する者は火気の手配の確認や可燃物のあるリネン室等の施錠等を行うため、夜間の巡回を強化することにより火災発生の未然防止に努めること。

三 火災発生時の早期通報・連絡について

(一) 消防機関への早期通報

夜間に火災が発生した場合、当直職員等だけで消火及び入所者全員の避難誘導、搬送を行うことは極めて難しいので、出来る限り早期に消防機関へ連絡し迅速に消火・救助活動が出来るようにすることが重要である。このため、管轄の消防機関と事前に協議したうえで、宿直室等必要な場所に非常通報装置等を設置すべきであること。

(二) 職員動員体制の確保

夜間に火災が発生した場合、幹部職員及び施設の近隣に居住する職員を含めた初動体制が重要であるので、(一)の非常通報装置に幹部職員宅へも通報できるシステムの設置や職員の宿舎を同一敷地又は近隣に設けること等についても配慮すること。

四 初期消火対策について

(一) スプリンクラー設備

スプリンクラー設備は現在、原則として六〇〇〇m²以上の建物に設置することが義務付けられているが、自力避難困難施設については一定の要件を満たす建物を除き、その設置対象を延面積一〇〇〇m²以上のものにまで拡大するよう消防法施行令等の改正が近く行われる予定である。

(二) 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備に関しては、施設のスプリンクラー設備の設置拡大に伴って、消防法施行令上設置義務対象に矛盾を生じないように整合性が図られる予定であること。

(三) スプリンクラー設備等の整備に当たつての留意点

スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備に関する消防法施行令等の改正に当たっては、既存の施設に対しては猶予期間を設ける経過措置についての配慮がなされる予定であるが、あわせて水量の低減等弾力的な対応が図られる予定である。

施設においてはこれらの設備について可能な限り早急に設置するよう努めること。

また、設置義務のない自力避難困難施設についても立地条件等施設の状況により自主設置することが望ましいこと。

(四) 消火設備等の維持管理及び可燃物の保管状況の点検の実施

消火設備、警報設備、避難設備等は、出火等災害発生時に遺漏なく機能するよう日頃から維持管理に努めるとともに、可燃物の保管状況の点検等に努めること。

五 夜間防火管理体制の充実について

職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、各施設の実態に応じた体制がとれるよう措置費上所要の予算措置が講じられているところである。

特に夜間勤務体制については、防災上の観点からも必要な配慮を行うよう従前から指導してきたところであるが、今後は特に次に示すところにより徹底を図ること。

(一) 夜間における所要配置人員

ア 夜勤・宿直に対する手当については、措置費上所要の予算措置を講じているので、この配置人員を目安とし所要の人員を配置すること。(別紙参照)

なお、この場合、各施設における入所者の状況、建物の構造、配置、立地条件及び消防設備等を総合的に勘案すること。

イ また、特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設については、夜勤者(直接処遇職員)とは別に、宿直者を必ず配置すること。

ウ 現状において、直ちに夜勤・宿直に当たる職員の確保が困難な場合にあつては、例えば夜間宿直専門の者を雇い上げる等創意工夫することにより、入所者の処遇の低下を来たさないよう配慮しつつ、入所者の安全が確保されるよう夜間勤務体制の整備充実を図ること。

(二) 夜間における勤務形態

夜間における標準的な勤務形態として従来から施設の種別に応じて交替制・宿直制を指導しているので、原則としてこの勤務形態を確保すること。(別紙参照)

ただし、三交替制勤務の施設で、諸般の事情によりこれにより難しい場合にあつては少なくとも二交替制勤務(ただし、変則は除く。)は確保すること。

六 避難対策等について

(一) 有効な避難訓練及び職員の教育等

避難訓練は最低年二回以上実施することとなつているが、この実施に当たつては消防機関の協力を得て行うよう努め、特に自力避難困難者の避難・救出訓練及び夜間における避難に重点を置いた訓練等実態に即した訓練を定期的実施すること。

この場合、職員には消火訓練等も併せて行わせ、平素から消防設備等の操作について熟知させておくこと。

また、職員に対しては、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めるとともに入所者に対しても常日頃から防災に対する意識の高揚に努めること。

(二) バルコニーの設置

居室に接するバルコニーは、出火の際の避難場所として有効なものであるので、今後建設される施設については二階以上の部分に設置することが望ましいこと。

(三) 避難路の確保及び構造改善

入所者の避難又は搬送が容易に行えるよう避難路となるバルコニー等を含め床の段差、溝、急な傾斜をなくし十分幅員を確保するとともに、ゆるやかな傾斜の避難路を設けることや手すりを設置することについて十分配慮すること。

(四) 避難誘導設備の改善

視覚あるいは聴覚に障害がある者に入所する施設については、閃光型警報装置、点滅型誘導灯、誘導音装置付誘導灯等を施設の実態に応じて設置することが望ましいこと。

(五) 居室の避難階への設置促進

出火等災害発生時に避難が迅速かつ円滑に行えるよう、入所者のうち寝たきり等最も重度な者のための居室については、極力一階又は避難の容易な場所に設けること。

(六) 延焼防止及び防煙対策

今後建設される社会福祉施設については、延焼防止対策として間仕切り壁を防火上有効に小屋裏又は天井に達せしめるようにすること。

また、防煙対策として防煙垂れ壁を設置することが望ましいこと。

七 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保について

(一) 近隣住民、近隣施設との協力体制

施設の火災においては、施設職員だけではその対応が必ずしも十分でない場合が多く、また、救助された者を一時的に收容する場所も必要であるため、近隣に所在する施設、病院等相互間の連携を図るとともに地域住民及びボランティア組織とも日常の連携を密にし、施設で行う避難訓練への参加等により施設の構造・配置、入所者の実態を認識してもらい、緊急の場合の応援、協力体制を確保しておくよう努めること。

(二) 消防機関等との連携

避難訓練の計画、実施等施設の防火安全対策に関して常時消防機関の指導を受けるなど連携を密にし、施設の設備、構造・配置、入所者の状況等についても十分な理解を得ておくよう努めること。

また、必要に応じ地域における福祉関係者等と消防関係者との連絡会議を設置することも検討すること。

八 その他

施設は防火安全対策に万全を期すことは当然であるが、万が一入所者に傷害、死亡事故が発生し、施設管理責任上損害賠償金を支払わなければならない場合に備え、各種の補償保険制度があるので、その活用についても検討すること。

(添付資料)

一 「社会福祉施設等における防火安全対策検討委員会」報告

二 消防庁通知

ア 「社会福祉施設等における防火安全対策について」

(昭和六二年九月一日付消防予第一六〇号)

イ 「消防機関へ通報する非常通報装置の取扱いについて」

(昭和六二年七月一四日付消防予第一一八号)

ウ 「点滅型誘導灯等の設置上の取扱いについて」

(昭和六二年二月一三日付消防予第二四号)

エ 「誘導音装置付誘導灯等の取扱いについて」

(昭和六二年一月一六日付消防予第八号)

三 建設省通知

「社会福祉施設等における防火安全対策について」
 (昭和六二年九月三日付建設省住指発第三〇二号)

(別紙)

1 予算上の夜間の所要配置人員(参考例)

施設の種類	宿直手当				夜勤手当			
	定員	定員	定員	定員	定員	定員	定員	定員
	50人	70人	110人	140人	50人	70人	90人	110人
特別養護老人ホーム	1	1	1	1	2	3	4	5
養護老人ホーム	2	2	2	3	—	—	—	—
身体障害者療護施設	1	1	1	1	2	3	4	5
重度身体障害者更生 援護施設	1	1	2	2	—	—	—	—
重度身体障害者授産 施設	1	1	1	1	—	—	—	—
視覚障害者更生施設	1	1	1	1	—	—	—	—
聴覚・言語障害者更 生施設	1	1	1	1	—	—	—	—
救護施設	1	1	2	2	—	—	—	—
精神薄弱者更生施設	—	—	—	—	2	3	3	3
精神薄弱者授産施設	—	—	—	—	2	3	3	3
精神薄弱児施設	—	—	—	—	2	3	3	3
盲ろうあ児施設	—	—	—	—	2	3	3	3
乳児院	—	—	—	—	4	4	4	4

グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設)平成27年4月～(既設※1)平成30年4月～】

消防設備	アラーム・クラクション・移3		自己防衛消防設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	既設前	平成27年4月～	既設前	平成27年4月～	既設前	平成27年4月～
<p>【入所施設(障害児・重度障害者)、グループホーム(重度)】 ※消防法施行令別表第1(6)項関係</p> <p>①障害児施設(入所) ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。)</p>	27.5m以上	全ての施設 ※2を除く。	全ての施設	全ての施設	全ての施設	全ての施設
<p>【上記以外(通所施設等)】 ※消防法施行令別表第1(6)項関係</p> <p>①障害児施設(通所) ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。) ③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)</p>	6000㎡以上 (平屋建てを除く)	全ての施設 ※2を除く。	利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、又は、延べ面積が300㎡以上のもの	300㎡以上	500㎡以上	

※1 既存のグループホーム(新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む)については、平成30年3月末までの猶予期間あり。
 ※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの
 ※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり。

セルフプランの取扱いについて

(1) 平成 27 年 12 月までの実績

①全作成対象者に対する計画作成率（セルフプラン含む）

障がい者 96.1%（全国 89.7%）

児童 94.9%（全国 92.0%）

②作成された計画に占めるセルフプランの割合

障がい者 37.8%（全国 18.0%）

児童 41.9%（全国 28.8%）

(2) 岡崎市の対応（H27 年度～）

①障がい支援区分更新の際に計画相談を必須とする

②児童も含むサービス新規申請の際は原則計画相談を必須とする

(3) 国の方針

セルフプランは、利用者本人（または保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいと一定の意義は認めるものの、相談支援事業者によるモニタリングが行われない、適切なサービス利用に向けたきめ細かな継続的支援が提供されないおそれがある。

→今後、セルフプランで提出する際は、利用者本人（または保護者）の（相談支援を利用せずにあえてセルフプランを自ら作成するとの）意思を明確に確認することとする。

（国の参考案では、市長宛てに、サービス利用にあたり①サービス等利用計画を相談支援事業所に依頼せずに「自分の意思」においてセルフプランによる提出を希望する②自らサービスの調整を図る③計画相談支援によるモニタリングが行われないことを理解している ことを宣言した文書を本人署名のもと提出することとなっています）

(4) 岡崎市の方針（H28 年度以降）

①引続き（2）のとおり、計画相談利用を進めていく

②（2）の際、特にセルフプランを希望する場合は、個々に理由等を考慮し、判断する

児童通所支援の多子軽減措置について

H28.4月に制度変更を行います。

詳細及び今後の取扱いは別途お知らせする予定です。

概要は次のとおりです。

所得区分	現行 (H28.3 まで)	変更後 (H28.4 以降)
生活保護世帯 市民税非課税世帯 (負担上限月額 0円)	制度対象外	制度対象外
市民税課税世帯のうち 所得割額合計 28万円未満 (負担上限月額 4,600円)	保育所・幼稚園・児童通所 支援(未就学児のみ)利用 児の中から対象児が 第1子の場合…1割負担 第2子の場合…0.5割負担 第3子以降…0円	新設 (所得割額合計 77,101円未満) 同一生計世帯のすべての 子(年齢不問)の中から対 象児が 第1子の場合…1割負担 第2子の場合…0.5割負担 第3子以降…0円
市民税課税世帯のうち 所得割額合計 28万円以上 (負担上限月額 37,200円)		(所得割額合計 77,101円以上) ←現行どおり
軽減対象児(変更なし)	未就学児	未就学児

来年度の給付事業、補助事業について

(1) 共同生活援助事業費補助

・補助基準単価の変更

①障がい支援区分2以上…2,210円(現行 2,290円)

②障がい支援区分1以下…1,255円(現行 1,295円)

(2) 重心障がい児者短期入所利用支援体制強化助成給付事業

・補助単価の変更

1日につき 3,700円(現行 4,000円)

(3) 短期入所重度身体障がい児者加算給付事業

・変更なし

1日につき 10,400円(ただし(2)併用の場合は 3,700円を減額)

(4) 強度行動障がい者支援事業給付

・変更なし

①施設入所支援(1日につき)

行動援護点数 20点以上 6,670円 17~19 5,000円 14~16 3,340円

②生活介護(1日につき)

行動援護点数 20点以上 1,330円 17~19 1,000円 14~16 660円

平成28年3月9日

各障害福祉関係施設・事業所管理者様

愛知県健康福祉部長

(公印省略)

平成28年度愛知県障がい者施設歯科健診事業について(通知)

このことについて、下記のとおり一般社団法人愛知県歯科医師会により歯科健診等が行われますので、希望される場合は別紙申込書に必要事項を記入の上、平成28年4月15日(金)までに、障害福祉課にファクシミリで回答してください。

記

1 実施者

一般社団法人愛知県歯科医師会

2 目的

歯科疾患の予防、歯科疾病の早期発見及び歯科健康教育の推進を図り、障害児者の健康維持に務めることを目的とする。

3 対象

(1) 障害者支援施設及び障害児入所施設の利用者

(2) 障害福祉サービスの通所利用者

※GHや障害児通所支援の利用者は対象に含まれません。

※計画段階で受診予定者が少数の場合は近隣の施設と御協力・調整いただき10名以上でのお申し込みをお願いします。(本県で調整はいたしません)

4 実施内容

(1) 歯科健診及び歯科衛生指導(個別・集団)

(2) フッ化物塗布によるむし歯予防

(3) 施設職員に対する歯科健診教育講話

5 実施方法

愛知県歯科医師会が健診スタッフを施設等に派遣し、実施する。

6 実施時期等

(1) 実施期間 平成28年6月から12月まで

(2) 実施曜日 原則として木曜日

(3) 日数 1日又は2日

担当 障害福祉課

事業所・地域生活支援グループ

電話 052-954-6317(ダイヤル)

FAX 052-954-6920

平成28年度愛知県障がい者施設歯科健診事業申込書

平成 28 年 月 日

愛知県健康福祉部長 様

施設名
施設長
(管理者)

印

下記のとおり、申込みます。

記

施設名			
施設種別 (必ずご記入ください)		該当箇所に○をつけてください 通所・入所	
住所		〒 -	
電話	() -	FAX	() -
施設長名			
担当者名			
実施内容 該当する箇所の□にし点を入れて下さい		歯科健診対象者 <input type="checkbox"/> 身体障がい者 <input type="checkbox"/> 知的障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者	
実施希望年月日		第一希望:平成 年 月 日() 第二希望:平成 年 月 日() 第三希望:平成 年 月 日() ※ 6月～12月の間をお願いします。	
受診予定者		人	
職員数		人 (健診対象になりません)	

※ 近隣の施設と協力・調整し10名以上での申し込みをする事業所につきましては、歯科健診等の実施場所となる事業所の情報を記載してください。ただし受信予定者欄は合計の人数を記載してください。

